

午前10時30分開会

○嶋崎委員長 おはようございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。以後、着座にて、進めさせていただきます。

傍聴者の方にご案内を申し上げます。当委員会では、撮影、録音、パソコンの使用は認めておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

本日の日程及び資料をお配りしてございます。本日の進め方ですが、日程のとおり、まず、陳情審査、報告事項、そして、その他と進めてまいりたいと思います。また、陳情審査では、全部で13件の陳情が、当委員会に送付されておりますが、まず、外神田一丁目南部地区のまちづくり関係である、送付5-14、30、39の3件が関連するため、一括で審査し、次に、二番町地区のまちづくり関係である送付5-18、19、21~26、31の9件を、関連するため一括で審査し、最後に神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、送付5-34を審査することで進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。最初に、外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、送付5-14、30、39の3件を一括して審査をいたします。新たに送付された陳情書の朗読は省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 ありがとうございます。執行機関から情報提供はございますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それでは、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する陳情の対応状況につきまして、ご説明いたします。説明につきましては、参考資料1-1と1-2でご説明いたしますので、ご用意いただければと思います。

まず、参考資料1-1をご覧くださいと思います。

現在、継続となっている陳情及び9月5日に新たに提出された陳情につきまして、現在の状況と、それに対する区の考え方を示したものとなります。

初めに、継続となっている陳情でございます。送付5-14、外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情ですが、陳情のうち（2）「再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報」に関する内容。具体的に、再開発後の将来の維持管理コストを明示することの審査が未了であり、継続とされています。

次に、送付5-30、千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情です。これら区有施設及び区道を所管する委員会との連合審査会を設置し、機能更新等に関する審査を求めるものですが、当委員会及び企画総務委員会両委員長の協議において、再開発後の区有施設についての情報は、現段階では決まっておらず審査できない、との考え方が示されており、継続とされています。

続きまして、新たな陳情です。送付5-39、外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情ですが、直近の総事業費と建設費を含むその内訳を、早急に公開することを求める陳情となっています。

これらの陳情に対する区の考え方を下に示しております。

現在、継続となっている陳情、また新たに提出された陳情については、いずれも事業費

の内訳や、従後の区有施設の内容についての確認を求めるものと認識しております。

前回の当委員会で答弁した内容として、再開発事業において、事業費や建物の機能配置等の詳細な内容については、都市計画決定後、再開発建物の基本設計等の手続に着手し、事業計画の検討を進めていくに従って精査されていく旨、お答えしております。

また、再開発事業の検討過程、区有施設に関する区役所内部の手続や、区議会等の関与時期等のスケジュールについて、資料、区有施設を含む手続の流れとしてお示しし、建築条例の審査前等の検討段階において、必要な情報を提供していく旨、お答えしております。

現在、お示しする内容につきましては、準備組合との調整を行っており、取りまとめ次第、報告したいと考えております。

次に、資料1-2をご覧ください。

前回委員会のご意見を受け、修正したスケジュールとなります。修正した部分をご説明いたします。

表の中ほど、地区計画の都市計画でございますが、再開発事業の都市計画と分けて決定することといたしました。手続につきましては、現在、庁内の決裁を進めており、近々決定する見込みとなっております。

また、表の右側、ピンクの四角、建築条例を審査いただく際、事前に事業計画の内容をお示しし調整を行った後、再開発事業の都市計画決定を行う流れとして修正いたしました。ご確認いただければと思います。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。理事者からの進捗を含めて、ご説明、変更点を頂きました。質疑を受けます。

○はやお委員 私のほうが資料を要求したものですので、ちょっとトップバッターで確認します。

まず、結局は、普通の事業とかスケジュールを組んでくるときには、最終があって、それでどういうふうにしていくのかというのが決まるわけですよ。で、何を言いたいかというと、結局はもう、我々が議案審査をする、建築条例について。議案審査をするというのが、いつ出すのかというのがね。いや、同意率が云々かんぬんというのは、もう関係ないですから、もうやるということは決めているんですから。ただ、何をやるかといったら、いつに結局は何定に出すから、だから事業計画はこういうふうになってございます。こうなっています、こうなっていますというふうになって、スケジュールがつくられることが大切なわけですよ。

だって、何かといったら、それまでに議案審査をする前までに、ある程度、我々は区民代表として区民に説明するために、そのことがされていなければ駄目ですから。だから、ちょっとその辺は、いつ都市計画決定をされ、そして、いつ、その建築条例の変更の議案を出すのか、そこをお答えいただきたい。めどでいいですよ、めどで。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今、事業者のほうに、その数字の作成をお願いしている中で、速やかに、前回の委員会で、はやお委員からの頂いた意見につきましては、我々としてもしっかり受け止めておりますので、めどといたしましては、建築条例につきましては、1定には出したいなと我々としては思っているところでございます。

○はやお委員 そういうことですよと。それとあと、精査するというよりも、やっぱり

り経営で、この前も、決算でも言ったつかみが見たいんですよ。で、当然のごとく、環まちの資料で、令和4年7月6日に出された外神田一丁目南部地区の区有財産の、何ていうんですかね、概略権利変換イメージというのがあったと思うんですね。で、これに関してそれぞれあるんですけども、例えば区道については、公有財産台帳だとか、その辺のところについては出てこないんですよ。つまり何かといたら、基本的には区道、道というのは売る前提じゃないから、財産化しないわけですね。で、それを財産化するということがなったら、どのくらいにするのかというのが大きなポイントなんですよ。

それで、先日もお話があったように、公有財産というか、今回のあれについては、4分の1が公共用地が占めていると答えたんですけど、まず、それがそうなのか、もう一つは、この辺の道路ということに関して、どのように資産計上された。これはもう準組がやっていたんですね。計算されているはずなんですよ。だから、その辺のところはどこまで公開できるのか。

必ずその話をしてくるというのは、確かに相関しますよ。でも、何度も言うわけじゃないけど、千代田区、そしてまた区長は決定権者であり、そしてまた、こういう様々な資産を持っている地権者である。で、その地権者の部分だけでいいから明らかにする必要があるということなんですよ。それは何かというと、いろいろまた様々なんですけど、ちょっとそこをお答えください。まず道路ね。道路と、あと4分の1と間違いないか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 すみません。面積でございますけれども、公共の面積、国と都と区を足して、合計で2,031平米でございます。で、その中の宅地面積と全体といたしましては、7,281平米でございますので、おおむね4分の1少しというご認識で間違いないと考えております。

○はやお委員 それと、あと道路と。

○嶋崎委員長 道路道路。

○大木神田地域まちづくり担当課長 道路の数字の件ですね。

○嶋崎委員長 うん。

○大木神田地域まちづくり担当課長 数字につきましては、かなり専門的なところもございまして、再開発事業でこういった形で財産が変わっていくかということにつきましては、まず、その、どういう、制度の中身のご説明から始まって、その数字についてちょっと示すことで、例えば他の権利者の財産価値が分かってしまうですとか、その数字を示すことによって、ちょっとその数字、独り歩きをしてしまうですとか、そういった、ちょっと影響について懸念しているところでございますが、それについて出せる情報につきましては、事業者のほうと検討して、出せるようにしてまいりたいと考えております。

○加島まちづくり担当部長 委員長、まちづくり担当部長。

○嶋崎委員長 部長。

○加島まちづくり担当部長 いいでしょうか。ちょっと補足をさせていただきます。

出たくないということではなくて、こういう公の場に出せるかどうかだとか、もしくは、懇談会だとか、ちょっと私が言っているのかどうか分かんないんですけども、そういった委員の皆様の中で見ていただいて、それを公にするかだとか、そこら辺は、ちょっと委員長とも、ちょっと相談させていただいて、もう見ていただくような形でももちろん考えていきますので、それをどういう形で見ていただくかということは、ちょっとご相談させ

ていただければなというふうに思っております。

○はやお委員 委員長。

○嶋崎委員長 はやお委員。その、道路に関しては、約束はしてくれたという、（発言する者あり）一定のことはご理解を頂いて、続けてください。

はやお委員。

○はやお委員 だから、まあ、そうでしょうねと。私も運営の側だったときについては、やっぱりまちづくりについては、非常にセンシティブな部分があるから、その委員会運営を考えていなくちゃいけないねという話をしてきた一人でもあります。だから、場合によっては、懇談スタイルだとか、これはまた委員長が整理することだと思いますので、懇談スタイルにするのか、秘密会形式にするというのができるのかどうなのというのを、いろいろあると思います。だから、その辺のところは十分に配慮しながらも、我々が、結局は、今、1定ということになったら、精力的にこの辺のところを整理しなくちゃいけないんですよ。

だから、ここのところについて、何でこれだけ言うかということ、普通、区道というのは、寄せた場合は、日比谷の場合もあるように、広場にしているんですよ、形式的にも。実際はそうじゃないんですけどね。でも、何かの形でやって、床にするということは、相当いろいろな決断が必要だと思うんですよ。で、その、するならするということについて、床にしますから、そこは財産としてどうあるかということ、やっぱりしっかりと、その委員会運営の形式もあるでしょうけれども、出していただくということは、今日分かりました。

それで、あともう一つあるのは、当然のごとく、事業規模ということなんです。850億ぐらいの数字を言ってきたと思います。で、あと、結局、ここのところ、私はちょっとよく分からないのは、これはあくまでも、あれですよ。ほかの地権者ということじゃなくて、千代田区の地権者として、千代田区としてチェックしなくちゃいけないから、何をやる、（発言する者あり）えっ。えっと、地権者ということで……

○嶋崎委員長 ちょっ、ちょっと、はい。はやお委員。入れたかな。

○はやお委員 いい。聞こえなかったね。だから、地権者として何をやるかということ、結局はどういう契約をしているのか分かんないんですけども、例えば平米数で物を、というのは、850億だったものが、1,000億を超えちゃいましたよといったときに、分母が増えれば、例えばその金額だけだよとなると、なかなかその、また追加でお金を払わなくちゃいけないのか、そういう資料、何かって言えば権利に対する資料というのがあるのかということを知りたいんですよ。

で、当然、例えば、いやもう、ここのタイミングで、例えば簡単に、そんなわけじゃないですよ。ある地権者が5億というものがありました。けども、実際に土地がどんどん上がって行って6億ぐらいに今はなっているのかもしれない。でも、そうしたけど、6億という見合いなのか、例えば5億というふうにやって事業計画をして、平米数を決めてから、じゃあ、この平米数の床を渡しますよという話なのか、この契約の内容もはっきりしておかなくちゃいけないわけですよ。で、千代田区としてどうなっているのかということを知りたいわけですよ。

で、何かといたら、間違いなく、これは僕は1,000億を超えちゃうと思っている

んですよ。だけど、大木課長の答弁は、一切平気でございませぬ、変わりませぬと言ったけど、もう、もうこれなんですよ、私からすると。もうだって、すぐ近くのところの開発だって、1,000億を超えていると言っているんだよ、そういう規模がちっちゃくても。これは、あくまでも参考意見にはならないかもしれないけど、言ったときに、その数字がしっかりしていないと、比較ができないんですよ。だから、そこのところが分かるようにしていただく資料をそろえてくださいということですね。

あと、先ほど、以前も林委員のほうから出てきましたとおり、決まっただけではないと言いつつも、結局は、難しい施設が二つ入るということで、それをどういうふうに具体的に配置し、そして、また今後は何かといたら、これは孫の代までなっちゃう。50年、60年となってくるとですね。我々は、今はいいですよ。抜けちゃいますから。なくなったら分かんないですけど。今じゃないんです。行政経営というのは、行政サービスをいかに、子、孫の代までしっかりと、安心して、これが平気ですよとしてこなくちゃ。今の時点で、もう最大限に検討しなくちゃいけないといったときに、このところについてのところが課題になるので、どういうふうに、どこに、され、配置し、そしてまた、共同の建物のところに、どこに配置するかと具体的なところについてね。これは、どういう形でやるかを含めて明らかにしていただかないと、いいか悪いかを1定までには判断できないということになっちゃうんですよ。だから、そこを明確にしていきたい。今分かる範囲の中で明確にしていきたいと思うんですね。

だから、そこのところを、で、協議会、協定書等々で整理しますということだけでも、全ては分からなくてもいいけれども、こういう骨子でやります。この前、スケルトン方式で渡すとかなんだとかということで、というような答弁を、議事録を見ると書いてありますよ。そこを明文化して、きちっとこういうふうに資料としてやっていきますよという資料を全部そろえた上で、一つ一つ報告をしていただきたい。

で、今、1定ですからね。何回やる必要があるのか、ちょっと、そちらのほうからご提案いただいて、委員長の方に言っていて、どういうふうに、何回やるかということを確認していただきたいと思いますが、対応できるでしょうか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今、はやお委員からのご意見というところで、三つだったと思っています。事業費の関する詳細に示せというご意見、それから区有施設の配置ですとか中身について審査するために詳細を示せというご意見、それから、協定書の中身について示せというご意見、その三つにつきまして、我々としても先ほどの評価等々と同じく、お示しするデータだと認識しております。で、それについても、今、準備組合のほうに、どういう形で出せるかということについて協議しておりまして、併せてスケジュールにつきまして、その1定に向けて、どういった形でご説明していくかということも含めて、早急に手配してまいりたいと考えております。

○はやお委員 最後。そういう事業計画をやって、今すぐということは難しいと思うんで、取りあえず投げましたんで、それをやっぱり真摯に対応していただきたいと思います。

あと、スケジュールについても、以上のように修正していただきましたんで、これに就いて対応していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○加島まちづくり担当部長 いろいろご指摘いただきました。また、スケジュールも前回から少し変更させていただいてということで、先ほど建築条例に関しましては、担当課長

のほうから1定を目指すという形の答弁もさせていただきました。それに向けて、この表の中の事業計画の検討の中で、しっかりとスケジュール立ても含めて、お示しするような形をお約束させていただきたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。はい。

ほかにありますか。

○岩田委員 この面積は、全部で7,281.84平米でよろしいんですか、確認。

○大木神田地域まちづくり担当課長 はい。権利変換の対象になる宅地面積として7,281平米という形で認識してございます。

○岩田委員 じゃあ、すみません。もう一回それで確認なんですけど、区道は入っていますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 現段階で区道は、権利変換の対象ではないので入っていないものと認識してございます。

○岩田委員 そうですね。で、国・都・区は、この権利者として、後々、賛成するだろうという見込みですけども、ということは、これ、7,281.84平米で、区道は入ってなくて、権利者は32でなく35ということではよろしいですかね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 権利者といたしましては、全部で35でございます。

○岩田委員 先ほど、金額の、はやお委員から、その金額の話はちょっとという話でしたけども、区道は何平米かという、その数字も言えないですかね。

○嶋崎委員長 はい。休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○嶋崎委員長 委員会、再開します。

答弁をお願いします。担当課長。

○大木神田地域まちづくり担当課長 区道につきましては、合計で約630平米でございます。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 ありがとうございます。ということは、その権利者の賛成、反対とかのパーセンテージも、もちろん変わってくるわけですよね。それを全部計算したら。

○大木神田地域まちづくり担当課長 権利者の割合につきましては、組合設立認可申請時点に、その時点において権利者の人数ですとか面積についてカウントするものでございまして、そのときの状態——状況で判断するというものでございます。

○岩田委員 分かりました。ということは、区が、ちょっと見込みが、3分の2以上の見込みがというのも、ちょっと数字が下がるんじゃないかなと思うんです。

あと、どれだ、ちょっとすみません。（発言する者あり）えっ。いいですよ。はい。で、ちょっとすみません。まず、これも確認なんですけども、17号、道路の17号が、特定緊急輸送道路ということではよろしいんですよね。確認です。

○大木神田地域まちづくり担当課長 特定緊急輸送道路で間違いございません。

○岩田委員 それで、区報の6月20日号の4ページなんですけど、ちょっと今お持ちでないかもしれないですけども、それで耐震診断が100%助成、耐震工事が90%助成、で、国道17号沿いの建物は、ほぼ負担なく補強工事ができるというのは、これで間違い

ないですかね。

○加島まちづくり担当部長 建築指導課の範疇ですので、私のほうがお答えさせていただきます。

特定緊急輸送道路に面して耐震改修ということに関しましては、今、委員おっしゃられるように、かなり助成金に関しては手厚くなっているというのは事実でございます。

○岩田委員 で、パーセンテージも間違いないですか。

○加島まちづくり担当部長 はい。ちょっと、今、私、パーセンテージ、頭の中になんですけど、広報に出ていたパーセンテージということであれば、それは正しいということで、ご認識いただければと思います。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 まず、今の特定緊急輸送道路の適用の件なんですけれども、これは、都市計画が決まると適用されない。国道17号沿いの方々は、耐震診断100%助成、工事が90%助成という耐震補強のかなり優遇的な補助金が保障されているけれども、これは、あくまで都市計画が決定される前までの制度という、適用というふうに考えていいですか。

○加島まちづくり担当部長 委員長、まちづくり担当部長。あ、よろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 耐震改修なので、改修工事なんです。あくまでも建て替えとかということとは別なんです。耐震の改修を、補強の、を入れたりだとか、そういったところの改修の助成ということなので、建て替えに関しては、診断だとか、改修設計だとか、そこら辺はもちろん出るんですけれども、建て替えという形になると、そこまでの助成というのは見ていないと。

また、都市計画決定するということになると、基本的に都市計画に書かれているような内容以外の建て替えができないという形になってまいります。

○小枝委員 当然、その、後戻りのない道に入ってくるわけなんですけれども、前——この間、決算特別委員会の総括質疑もあり、いろいろなことが明らかになって、ただ委員会としては別委員会ですので、そこで改めて確認ですね。

見通しが立ったという報道が、もうかなりたくさん聞こえてきます。その見通しが立ったというのは、一体、その、何をもって見通しが立ったと言っているんでしょうか。ただ、そこは、ちょっと質疑やり取りを縮めるためには、本来は、これは委員長にお願いなんですけれども、この、もうここまで来て、こういうちゃんと紙ベースでの見通し、つまり35地権者で、先ほど言った7,281.84平米において、権利者でどのぐらい、面積でどのぐらい、そういうものをしっかりと出していきたいんですね。これまだ出ていないんですよ。そこは出していただかないと、何がどう見通しが立ったのか、分からない。ここはちょっと、お願いしたいんです。

○嶋崎委員長 これは事業者との関係もあるし……

○小枝委員 現段階でいいです。

○嶋崎委員長 もちろん地権者の関係もあるんですけども、今現在どういう進捗状況なのか。それで、この先どういうふうな見通しがあるのかをお答えください。

○大木神田地域まちづくり担当課長 見通しにつきましてご説明いたします。

再開発事業における地権者合意につきましては、事業者のほうにおいて、各地権者様と生活再建の調整を進める中で対応していくものと認識してございます。

で、現段階で同意しない人のうち、事業の進捗に応じて同意するという方に対して、事業者において交渉が進められております。それにより、少しずつ同意率が向上しているということにつきましては、ご報告しているとおりでございます。

また、公共セクターにおきましても、今後、事業計画等の提示を踏まえて、同意の意思を示すこととなります。これまでの調整状況を踏まえますと、再開発事業に同意することが見込まれると、区としては考えているところでございます。こうしたことから、区としては、同意率3分の2を得る見通しというのはあるものと認識しているところでございます。

○小枝委員 委員長。

○嶋崎委員長 そういうことは聞いていないと思うよ。

○小枝委員 何も答えていない。

○嶋崎委員長 要は、小枝委員のおっしゃっているのは、ここまで来ているんだから、もう明解に出せるものは出していかないと、やっぱり、先ほど、はやお委員も言った、1定の中での話というのの背景があるわけだから、そこをきちっと明確に我々にお示しを頂かないと、我々も決断ができないんじゃないんですかと、そういうふうに結びついてくるんじゃないかなと……

○小枝委員 持っているんですよね。

○嶋崎委員長 思うんだけど、そこら辺をちょっとまとめて、部長、説明してくださいよ。（発言する者あり）

○加島まちづくり担当部長 その資料に関しましても、ご用意はさせていただきたいと。で、今、担当課長が申し上げたのは、この資料、参考資料1-2で見ていただくと、右から2段目の列ですね。その中で事業計画の検討があって、その下のほうに、事業計画の作成、事業計画・組合設立認可申請ということで、所有権者及び借地権者の3分の2以上だとか、面積の3分の2以上の同意という形で、このところでは公共も入るといふところなので、そこを見据えて見通しが立っていますよといったようなことを答弁させていただいているという形なので、ここを見据えたところのその表——図という形でよろしければ、出ささせていただきたいなというふうに思っています。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 この外神田に、外一に関しては、時間が本当はないということが分かります。で、牛尾委員の質問でも、飯田橋東地区で、資材の高騰によって事業計画が変わってきたと。1年送ることになったというような話があり、そして、そうなればどうなるかという、もうテナントをみんな出しちゃったと。賃料は入らないと。そういうふうなビルが出てくれば、その損失は、民間人たちは、もうやめてくれと言っている人がいる中で強行すれば、その分の損失は全部、区が持つことになるわけですよ。

この飯田橋は、それでも合意率が高かった。じゃあ千代田区の場合は、どうなのか。民間人のことを聞いていないんです。都市計画決定時において、今、今、どうなのかということ、これだけは即座に出していただかないと、次の質疑にも行けないんですね。進行に協力する上でも、もう当然、手で持っていますよね。持っていないでやり取りしていた

らおかしいですから。持っていますよね。それを配付いただけませんか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 事業費につきましては、さきにご説明しているとおり、今後設計等を進めて……

○小枝委員 事業費のことを言っていない。合意率のことを言っている。

○嶋崎委員長 はい。同意率。

○小枝委員 同意率のことを言っている。

○大木神田地域まちづくり担当課長 同意。同意率。すみません。

○はやお委員 同意率。

○小枝委員 同意率のこと。同意率、見たことないのかな。時代が違うから。

○嶋崎委員長 休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

○嶋崎委員長 委員会、再開します。

答弁からお願いします。

○大木神田地域まちづくり担当課長 同意率については、資料は手持ちではございますけれども、ちょっと個人情報等が含まれているものですので、ちょっとお示しできるような形にしまして、次回以降、ちょっとお示しするようにしてまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

はやお委員。

○はやお委員 これ、委員会の独立性ということで確認します。予算・決算特別委員会、一昨日行われまして、その総括質疑の中で、えっ、と思ったことがあって、そこを確認したいんですね。

まず、以前は民間のみの合意率で60.8%でした。これはもうみんな分かっています。で、現在は64.6%ですと答えたんですね。ただし、計画が進めば合意すると言っている人たちがいます。これは間違いなのか、お答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 事業者を確認しておりまして、そういったことをおっしゃっている地権者の方がいるということは、我々としても確認してございます。

○はやお委員 で、この64.6%も間違いはないということね。

○嶋崎委員長 最初の64.6%、少し上がったパーセンテージの数字も間違いはないですかということ。

担当課長。

○大木神田地域まちづくり担当課長 64.6%について、間違いございません。

○はやお委員 僕もちょっと、理系なもんですから、数字を言われると何か引っかけちゃうんですよ。で、民間の地権者は何人で、公共の地権者は何人。まあ、ここから来ると、先ほどの話からすると、確認ですけれども、民間の地権者は32人で、公共は3人ということではよろしいのかお答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ご認識のとおりで間違いございません。

○はやお委員 そうすると、民間で合意している人が64.6というのは、その分母というか、その母集団ということから考えたとき、32人ということではよろしいんですかね。で、32人の64.6%ということなのかお答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ご認識のとおりで間違いございません。

○はやお委員 それを計算すると、20.67人ということなんですよ。でも、そうすると、この小数点というわけにいかないの、20人なのか、21人なのかお答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 再開発事業の同意のカウントの仕方といたしまして、共有持分につきましては、一応、その共有者で割るとということがございますので、ちょっと小数点が出ている数字というところでございます。

○はやお委員 じゃあ、ここのところは20.67人ということで把握させていただきます。

それで次に、質問です。公共で、都と国はまだ賛成していませんということが本当なのかどうか。民間のみで合意率を高めることが求められていますというふうに答弁しているんですけど、この2点、間違いはないのかお答えいただきたい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 公共セクター3者とも同意しないということについては、間違いございません。で、同意率につきましては、当然、公共セクターもそうですけど、民間も今後、同意率を高めていくように、区としても指導してまいりたいと考えております。

○はやお委員 まあ、そういうことなんですよ。で、今、結局は何かといたら、64.6%という民間の率を、結局は66%までに上げなければ、結局は千代田区以外の公共は、何というの、賛成していません、賛成できないという中立的な立場だと思うんですよ。それは間違いはないのか。これをどうやって解する答弁なのか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 公共セクターにつきましても、中立という立場というのは、委員ご指摘のとおりなんですけども、実際にその同意を求められる時期につきましては、同意するかしないかということにつきましては、判断する必要がございます。それについて、実際、都のほう、国のほうからも、実際にそういった今後の持っている公共財産がどうなるかということ、事業者のほうから示して、それについて活用が図れるということになった段階で判断するという形で聞いてございますので、そういった意味で、我々としては、同意するものかと思っているところでございます。

○はやお委員 そうすると、細かく言うと、千代田区は賛成しました。だけれども、今のこの同意率では、なかなか賛成——普通考えてみていただくと分かるように、なかなか公共、何度も言うわけじゃないですけど、憲法論から言ったとき、財産権の問題になってくるわけですよ。で、6：4という、6割と4割という話の中で、よっぽどの公共性が必要ということが説明できない限り、なかなか同意というのは、同意というのはあれですよ、上のほうの都とか国というのは難しいと思っているんですね。

まあ、いいですよ、そこはそこで。で、ここのところについて確認したいのは、もし、公共で区のみが例えば賛成ですよと言ったときは、先ほどの話からすると、20.67からうちの1を足すとなると、分母の35で割ると61.9%になるんですけど、そこは間違いはないか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ご指摘のとおりで間違いないと、認識してございます。

○はやお委員 3者が合意するという合意率については、そういう計算からすると、先ほ

ども言ったように、67.6になる。だから、いつも区側のほうに言っているのは、この数字を基に、今の段階で合意率、3者が合意した場合、公共の3者が合意した場合、67.6%になる。これは確かにそうだと、ということですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○はやお委員 つまり、我々は決定権者であるというふうに、この計画について、ニュートラルな、行司役であるということも必要。あと、言いながら、先ほど言った地権者であると。もし反対側からしたときに、3者とも合意しなかった場合ということもあるわけですよ。いや、区としてだってね、よくよく考えたら厳しいんじゃないかねえかとやったときのパーセンテージを計算すると、20.67に35とやったら、59%になるんですけど、これは間違いないか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○はやお委員 答弁の中に、1年度程度かけて事業計画をつくり、都に申請する。そのときまでに民間の3分の2あれば、というふうに答えたんですけど、これは間違いないのか。つまり都に申告するときに、3分の2ということについて、これ、言っていないなら言っていないとって言っていただいていい。僕が聞き取り間違いをしているかもしれないから、確認です。で、委員会の独立性ですから、そのときはこう言いました、ああしましたとは聞かないから、そこを確認したい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 そうした答弁をした記憶はございますけど、民間地権者の3分の2と言ったということは、ちょっと記憶にございませんで、制度上は、公共、民間を含めて全地権者の3分の2が必要という形で認識してございます。（発言する者あり）

○はやお委員 まあ、それならそれでいいです。ただ、結局、何かといたら、こういう数字をはっきりさせてもらいたいんです。というのは、私も、先日、有価物の回収ということでやったときに、いろいろ清掃局のほうに行かなくちゃいけない、部長もいますから。あそこ、テレビで見たよと。で、同意率が決まったのと言うから、いやもう、区が言っているから間違いないだろうとって言ったんだけど、そこで、はたっと気がついて、私も中途半端なことを言っただけじゃないなと思ったんで、それで、さっき言ったこと、僕、メモしておいたやつを、今、確認しているわけですよ。

そうすると、もうとにかく、区だけがあれだったら61.9%でいかないよ、それであと、3者が合意したら67でいくよ。でも、全然3人とも駄目だったらといったときには59と。だから、この辺が分かるような数字を資料として用意していただきたいということを、もう一度、確認するとともに、私がいつも言っているのは、都市計画審議会、この決裁されたときは7月の何日だか、二十何日だったかね。（「25」と呼ぶ者あり）25だよ。

で、25日のところのやっぱり、名前を言っちゃいけないのかどうか知らないけど、いいんだよ。都市計画審議会の×××××の言った言葉がね、耳に残っちゃっているんですよ。というのは——でも、おかしいんですよ。議事録の確定稿に80%というのが載っていないから、どうなっているのかなと。まあ、本人があれなので、確定稿のやつを読みますよ。こう言っているんですが、「皆さんの話を、繰り返しになるので、簡潔に言いますけれども、都市計画決定段階で、同意率は要件になっていないのは当たり前です」。そ

うですよ、当たり前ですよ。「ですよね。ただ、要するに、そこで公的にこうすべきだと決定してしまうわけで、後の開発、事業の段階で、3分の2の同意が取れないということになると、言わば膠直状態で、進むことも退くこともできない。先ほどの都市計画を変更すると言っていましたけれども、決定したものを簡単に変更するというのもう都市計画の敗北ですから」とまで言われているんです。だから、慎重にやらなくちゃいけない。それで、結局は、「そういう意味で、私も現役を離れて長いので、最近の状況、必ずしも分かりませんが、一般的には、都市計画決定する段階では、再開発事業の同意率は見通しが立っているというのは常識的な進め方であったわけですね」と、こう言っているわけですよ。それが無いといたら、今の現時点では、どうなんだということなんですよ。

私は、このときに、的を得たと思っているわけですよ。で、僕は、それができてから、せめて3分の2、同意率が、状況にはなっていない。でも、あのときに80%とまで言っているのに、それがどこにも書いていないんですよ。何で確定稿に書いていないのかなと思っているんですけど、私の聞き違いかはどうか分からない。でも、やっぱりある程度の同意率の確定がないと、揺らぐんですよ、行ったり来たり。そうしたときに、もう、都市計画決定してしまったら、行くにも、もう行くも、退くもできなくなるというこの厳しさを、いま一度もう一度ね、認識してもらいたいんですよ、私は。だから、ずっと同意率の件、この事業化の件、これについて、僕はね、やっぱり利益は相反するから、そのことについては、一切言うつもりもない。でも、手続・手順をしっかりとやらなかったら、私達も言い訳ができないんですよ。こうやってやったんだから、しょうがないじゃないかと。これは、やるんだよと言えないわけですよ。でも、僕は、ここは、当然整理されていると思っていたわけですよ、3分の2は。

ということで、どういうふうに考えているのか、それを含めて。だから、結局は、希望的観測で事業を進めるなということなんですよ。それをちゃんと識者からもはっきり言われているんですから、そこをどう考えているのかお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 希望的観測ということではなくて、やはり、先ほどからいろいろ質疑あった中で、公共が入らないと、なかなか3分の2と行っていないというのは事実ということなんですけれども。やはり、我々、この場でもちょっとご説明できないような調整だとか、そういったところもしている中で、公共も含めて3分の2以上の同意は、先ほど説明したところですね。組合の設立の認可のところは、これはもう完全にいけるといっても踏まえて、都市計画の手続を打ったといったところでございます。

で、そういったところに関しまして、先ほどお金の、事業費のお話もありましたので、今どういう状況なのかということも、またちょっと委員長とも相談させていただいて、どういった形でお話できるかということところは、少し調整させていただければなというふうに考えております。

○はやお委員 もうこれ以上やっても。

じゃあ、とにかくその資料をやって、建設的に議論していきたいんですよ。何か、言った言わない、こう言った、何々。あと、そういう中に、どうあるのか。本当に区民のためにどうすることがいいのかということ、やはりみんなで一緒に考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。ご意見と。はい。

桜井委員。（発言する者あり）ごめん。

○桜井委員 ごめんね。いいですか。

○嶋崎委員長 関連ですよ。

○桜井委員 ああ、関連。（「関連」と呼ぶ者あり）

○嶋崎委員長 関連と言っちゃったんだけど。

○桜井委員 僕は関連じゃない。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 小枝さん、小枝委員は、さっきのやつはまだ終わっていない。（発言する者あり）終わっていない。（「はい」と呼ぶ者あり）終わっていない。

○小枝委員 あ、終わっていないです。

○嶋崎委員長 じゃあ、先にいいですか。（発言する者あり）すみません。

じゃあ、小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 はい。同意率のことにしましては、私は今日、何しろもうタイムスケジュールがここまで、もう、1定で出すと言っているわけですし、それよりも先駆けて告示と言ったわけですよ。そういう時間がない中で次と言ったら、次、行く前にもう出ちゃっているかもしれない。そういうタイムスケジュールの中で、今のやり取りを聞いていると、公共を入れたら59%だと。むしろ今までの状況より下がる。で、そういう、その見通しが立っていると言えない、立つだろうというような状況の中で、立っているということだけが独り歩きしているという状況は、本当は本日すぐそこに、ここに紙ベースで出していたきたいというのが、私の思いです。

ただ……

○嶋崎委員長 それは、さっきね。ご答弁いただいたから。

○小枝委員 可及的速やかに、都市計画決定に至る前にそれは出されるというふうに、信用、信頼して……

○嶋崎委員長 それはちょっと後で確認します。

○小枝委員 うん。そここのところが、非常に、本当は今日、止めてでもと思いましたがけれども、そこを確認させてください。

○嶋崎委員長 さっきのところのね。はい。

担当課長。

○大木神田地域まちづくり担当課長 資料につきましては、出させていただきますと考えてございます。

○嶋崎委員長 担当部長。

○加島まちづくり担当部長 都市計画決定前ということではなくて、これ、決定・告示は、この間の委員会でも、速やかにしますということですので、それは決定・告示はさせていただくと。それは、2段階あって、再開発等促進区を定める地区計画の決定・告示というところで、市街地再開発事業に関しましては、前回もお話したとおり、建築条例の制定を待たないと決定できないので、そこは、そういった形になります。

○嶋崎委員長 だから、スケジュール感から言って、いつ頃に出せるかということが聞きたいんでしょ。

小枝委員。小枝委員、どうぞ。（発言する者多数あり）具体的に言ってくださいよ。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 俺が言うの。

小枝委員。

○小枝委員 今の答弁ですと、都市計画決定は打たせていただきますと。その上で数字は出させていただきますという、そういうふうに聞こえちゃったんですよ。うん。で、それは、非常に不誠実なやり方なんです。都市計画決定というのは、一回打ったら、都市計画の先生がおっしゃるように、これ変更できなくなるんですよ。先ほどのやり取りでも分かるように。

そういう状況下であって、ただ口先だけで見通し、認可のときは認可のときはと言って、事業化のときはと言って、現段階でどうかと問われていることに、しっかりと紙ベースで資料を出していないという状況であれば、それは私としては、今日出していきたいというふうに、やっぱりなってしまうんですね。後の祭りというふうな。

議員にも責任があるんです。で、それは私だけじゃない、みんなにあるんです。なので、ありません、先に進みますというようなことは、ちょっと了承できないというのが。25分の1だから、どうなってもいいとは言えません。今日、しっかりと責任を持って紙ベースの資料を出していただきたい。みんなの財産がかかっているんですから。それと区民の税金、不動産がかかっているんで。出していただきたい。後でというわけにいきません。

○加島まちづくり担当部長 小枝委員のご意見なんですけれども、先ほどご説明したとおり、今後のスケジュール等も含めた形の中でお出ししますということで、先ほどご説明しましたので、本日は出すという予定では、ちょっと無理だというご答弁をさせていただきたいなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 そこが、多分もうかみ合わないんで。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時27分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

今のやり取りの中で、皆さんからいろんなご意見を頂きました。最終的に、執行機関の決断の時期、含めて、再度、まちづくり担当部長よりご答弁を頂きたいと思えます。

○加島まちづくり担当部長 様々にご指摘を頂きました。先ほどご答弁させていただいたとおり、今回、外神田一丁目に関しての都市計画の手續というのは二つあると。で、再開発等促進区の地区計画に関しましては、前回の当委員会でも、速やかに決定並びに告示をさせていただくと。そこの部分については、変わっていないといったような状況でございます。

一方で、建築条例に関してのそこの審議を頂いて可決いただかないと、市街地再開発事業の都市計画の決定、告示ができないといったところもご説明させていただきました。で、そこが決定していかないと、この事業は明確にできないという形でございます。

で、そういったところのスケジュール感を踏まえて、本日お示ししている参考資料1-2の事業計画の検討の中で、様々にスケジュール等も含めて積極的に、あと精力的に委員会のほうにご説明、ご報告をさせていただいてご議論いただきたいなというふうに思っております。また、その説明だとか調整の仕方に関しましては、いろいろなやり方があるかなというふうに思っておりますので、それは委員長ともご相談させていただきながら、や

らせていただければなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。はい。

小枝委員。

○小枝委員 了承ということではありませんけれども、その中で、可及的速やかに、ちゃんと資料を出していくということで、そう、今の話だけすると、進むことも退くこともできなくなるというような状況になり、陥るような危険性が極めて高いというふうには、指摘しておきます。

そして、そのエビデンスがないままに、こういう、今聞かれたから数字を言ったけれども、自ら電卓をたたいていないわけですよ。そういう状況の中で、ふわっと、ふわっと、何とかなるだろうとって、何ともならない状況を繰り返してきているということに関しては、非常に不安を、さらに不安な状況にするし、この59%で見通しが立ったということは、全く言える状況ではない。そういう意味では、外に向かって言っていることも、非常に偽りというような状況が発生しているということだけは、この件に関しては、指摘しておきます。非常に軽い、軽い対応をしているなど。人の財産、区民の財産を預かっているのに、軽い対応をしているということは、私のほうから指摘させていただきます。

で、ちょっとだけ公共施設のほうもあるんですけども、ちょっと関連で入っちゃっている。

○嶋崎委員長 どうぞ。

○小枝委員 いいですか。

○嶋崎委員長 どうぞ。

○小枝委員 はい。1-1の資料のほうで、事業計画のほうの件なんですけれども。これ、下の9月28日の当委員会というところのまとめに、非常に違和感があるんですけども、詳細な内容については、という形になっているんですけども、まず公共施設、区民の二つの清掃事務所と万世会館をどうするかということに関しては、決定後に知らされても困るわけですね。上の5-30のところにも、決まっておらず審査できないと書いてあるんですけども、決まってから知らせるんじゃなくて、基本構想段階で議論しなかったら、基本設計なんか行けないわけですよ。基本構想は、もう出されなくちゃ駄目なんです。都市計画決定を打とうというんだから。

公共施設を造る際に、当たり前のことです。再開発だから、それは勘弁してくださいというわけにはいかないんですよ。それが全くこのスケジュール表の中に抜けている。だから、この書き方も、変えないと駄目だと思いますね。決まったことをお知らせしますというんじゃないんです。基本構想は、出さなきゃいけないんです。それは、パース図とかイメージとか、そういうどこに何平米、どこのフロアでどのような形のところに、何度も言いますが、5階と地下というような形で入れるんだと。

で、今そこをたたかないと、いやもう、万世会館はこれだけ、あんまり利用度が減っているから、このぐらいでいいだろうとか、そういう議論もできないんですよ。まあ、私は、これ、進めることには反対です。多分、無理だと思っちゃいますけども、でも進む場合もあったときに、今の段階で、都市計画決定を打つ段階で基本構想がないのは間違い。

まとめて言いますけれども。それから先ほど指摘した飯田橋の東地区の話とか、それからほかの、小川町三丁目でも事業計画を変えたというのを聞くんです。で、今進行してい

るところが、非常に苦しんだり、事業計画を変えざるを得なくなっていることがあるはずですから、そこはしっかりと調査をして、ここに、もう今日はと言いませんから、可及的速やかに状況を報告してほしいんです。

先ほど言いましたけれども、補助金で多分、区のせい、区の問題ですから。区の問題なんだから、区が補助金で足りない分を補填していくのは当然ということになると思いますよ。だって、3分の1以上の区民が、地権者が嫌だと言っているところで強行するわけですから。この飯田橋だって、そういう可能性がありますよ。だから今の状況を、エビデンス主義と皆さんおっしゃるじゃないですか。決算でもみんな言っていましたよね。どうなっているのか。現実の足元に目を向けて、その状況を参考にしながら、今の本当に目をつぶって進めていいのかどうかというのを明らかにしたいので、ぜひ、出していただきたい。知らないじゃなくて、調査して、ここに報告していただきたい。よろしくお願いします。

○桜井委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 すみません。小枝委員の前段で言われた、葬祭場だとか清掃事務所の件ですね。私もそのように思っていました。

関連で質問させていただきますが、手続の流れを出していただく中で、それで同意書の提出の前に、区有施設についての、当然、その整理というものができていなくちゃいけない。これは当然の話です。で、今日出していただいた資料には、区有施設条件の整理と書いてあるんですね。条件の整理。こういう具体的に建物の高さだとか、容積率だとか、そういったものが出る前に、機能的にどういうものが求められているのかというようなことを、今から三、四年ぐらい前ですかね。委員会の中でも視察に行って、いろいろとヒアリングもしました。で、こんな感じが求められているよねというようなことも、我々議会として把握をしたところですよ。

そういう流れの中で、この、やはり区有施設というのは、今回の事業の中で地域の方の、地権者の方の利益はもちろんのこと、公共の利益というものが大変大切な事業に、今なっている中で、ここに書かれている条件の整理、区有施設の条件の整理というふうに書かれているものが何を言わんとしているのか、説明を頂けますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 以前、議会等にもお示しした要求水準というものにつきましては、この表で言う準備組合の上の一番上の四角のところ、計画の検討をする際に、そのボリュームとして、入るかどうかというところを、何も無い中で、やっぱり事業化というのは検討できない中で、要は設計する前なんですからけれども、各地権者の要望を聞いて、それをまとめてこのボリュームが入るかというのを検討してまいります。（発言する者あり）

で、実際その設計に入った後には、その要求水準に基づいて、今、現段階でさらにその施設の、例えば設備の配置ですとか、お風呂をここに置くですとか、執務室をここに置くですとか、そういった細かいところまでの条件を決めて、それを踏まえて設計をしていくというところで、以前お示ししたそういう要求水準に基づいて、また今後、区の施設の具体的な配置も含めた詳細を決めていくと、そういったものでございます。

○桜井委員 すみません、関連で。

今言っている要求水準に沿ってということ、よく分かりましたけれども、今回入る清

掃事務所にしても、葬祭場にしても、通常の施設とは、やはり違うんですよね。で、一つの広い部屋を用意して、ここで使ってくださいって、それでできるような事業とは違うわけです。それだけに、今まで現地に行って、要求水準がどういったものなのかということ、かなり細かくヒアリングをしたり、やってきているわけですから、その積み上げがきちっとこの、今お話、説明を頂いている中にも、やはり伝わってくるぐらいのものがないと、本当にこのところを通して、その同意書の提出に至るまでのまとめができるんなら、公共性を持ったものができるのだろうかということが、やはり伝わってこないところがあるんですよ。

ですので、ぜひ、この条件の整理というところの中で、その現地の要望だとか、きちっと盛り込まれるような、きちっとそういうようなことが分かるような、今後の中での報告なり説明なりをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今、桜井委員がおっしゃったことにつきましては、我々としても当然のことかと考えておりまして、現在でも、この要求水準の精査につきましては、定期的に清掃事務所の方々と会合を持って、スケジュール感を含めて、今後どういう形で検討していくかということについて、説明しているところでございます。

で、そうしたことと、あと、区全体の清掃機能の在り方、そういったものを含めまして、この外神田において、どういった施設を造っていくべきかということについて、しっかりとご説明できるようにしてまいりたいと考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。（発言する者あり）ちょっと待って。その前に、小枝委員の答弁だけ先に、さっきのきちんとした報告事項を下さいねと、（発言する者あり）議会にも下さいねと。それだけちょっと、まず答えてください。

○小枝委員 基本構想と、それから飯田橋とかの。

○嶋崎委員長 含めてね。

担当部長。

○加島まちづくり担当部長 外神田、飯田橋、小川町のこともご指摘をされました。そこに関しましては、受け止めさせていただいて、報告をさせていただけるような形に取っていきたいと思っております。

○嶋崎委員長 じゃあ、そこは終了します。

ほかに。

○林委員 桜井委員との関連になるんですけれども、前回9月28日のときに、表1-2のところですね。地権者のカテゴリーです。ここで同じ区施設の条件整理というところで、私は、赤い線の現在のところから、もう少しやらしくないんじゃないかといったら、まちづくり担当部長も、そうですね、受け止めますと言ったんですけど、全然、赤線にかぶっていない、（発言する者あり）黒点線の後ぐらいなんで、非常に残念なんですけれども。この、今、内部でやっているというよりも、（発言する者あり）地権者で、要は、例えがいいのか、家を建て替えなくちゃいけないと。共同で合築するというときに、いっぱいあるわけですよ。トイレを二つにしたいねとか、ベッドルームは幾つにしたいねとか。今のまんま引っ越すだけじゃなくて、こういうものもあつたらいいねと。これは、公共の利益のところ、地方公共団体として公共施設の適正配置の部分のうちの一つなんだよと言わないといけないから、前回そう話したつもりなんですけれども。

変わっていない理由と、もう一つが、条件の整理というのは、僕ら議事機関で議決機関ですから、建築条例の審査の前までに、これ、やり取りをしてもらわないと判断材料がないんですよ。外神田だけじゃないんですよ。外神田の人たちだけではなくて、地方公共団体の千代田区全体としての公共の利益なんだねと、公共の施設が。これは決算のときも言った。もしかしたら放置自転車かもしれないし、葬祭場も、もっと小さくていいのかもしれないし、川のふちのところは、もしかしたら広場とかのほうがいいのかもしれないし、あらゆる面を区全体としてどういうふうに、公共施設が必要なものがあるって、その部分として外神田のあの部分が必要なんだよというところを示してもらわないと、判断材料にならないんですけども、ここは条件の整理というのは建築条例の審査の前までに、あらあら、こう、やり取りができるような形になるんですかね。（発言する者あり）

○大木神田地域まちづくり担当課長 ちょっと我々としては、そのまちづくり部門でして、こうしたスケジュールでお示ししているというところがございますけども、委員会でそういったご意見を頂いたというところで、庁内で課題認識を持ってですね。ちょっと、建築条例の前までにどこまでにお示しできるかというところがございますけれども、ちょっと検討してまいりたいと思います。

で、この線につきましては、大変申し訳ございません、そうした、ちょっと認識がございませんでしたので、それにつきましては、（発言する者あり）受け止めさせていただいて、ちょっと修正させていただきたいと思います。

○林委員 まあ、検討になると。そうすると、私はね、この地権者の千代田区として判断材料は、区施設の条件整理というのは、建築条例の審査の前までだと思っているんです。そうしないと、地権者として、いいリフォーム、いい、今よりもいい家に住み替え、URみたいな宣伝になっちゃいますけど、に判断材料がないと。で、議会というのは、ここだけなんですよ、判断できるのは。都市計審議会とか、行政の諮問機関ですから、ここで判断して判こを押すのは、都市計画も議会が入れない、余地がないんですけども、いい悪いの判断をするというのは、建築条例の審査なわけですよ。この前にやってもらいたい。

区施設の条件整理が、建築条例の審査の前にあらあら固まった上で、建築条例の審査が可決した場合、別にもっと進めろと言っているわけじゃないですよ。スピード感を持ってやらなくちゃいけないのもあるんでしょうけど。この後には区施設が本当にそれでもいいのかと。これだけでいいのかというところを検証作業と、実際、組合があって、相手があることですから、本棟の建物の中にどこまで物を入れられるのか。今は、清掃事務所だけかもしれないけど、もしかしたら出張所も入れられるかもしれないし、万世会館も入れられるかもしれないし、（発言する者あり）川のところはもっと違う有効活用ができる可能性もあるのかもしれないわけなんで、そこの検証作業を建築条例の審査、可決した後、本当にこれでいいのかと。清掃事務所と万世会館だけ入る公共施設の適正配置の再開発でいいのかどうかというのを、確認作業を入れるべき論だと思うんですよ。

ずっと確認、条件の整理をやっていってもしようがないと思うんですよ。判断材料がないのに。どうなんだろうね。難しいのかな、それも。ただ、ここは議案だからね。判こを打つのは違うんで。どうだろう、スケジュール感をお答えください。

○嶋崎委員長 担当部長。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと、そこで建築条例の前までというようなところ、どういった議論になるかも含めて、ちょっと、不明な部分もございますので、今、ここでお約束ということは、ちょっと難しいかなというふうに思っております。

で、建築条例は、あくまでも地区計画の建築条例なので、その審査に関しましては、区有施設ということがメインということではないというふうな認識ではあるんですけども、もう一方で、この1-2の表を見ていただきますと、事業計画の作成ですね。このときには、やはり議会等とも折り合いが、折り合いがどうか理解も頂いた形じゃないと、なかなかここは出せないんじゃないかなというふうに思っておりますので、このところの段階では、やはり、しっかりと議論を頂いて、まとめていくという形が必要なのかなと。それを踏まえて、区は同意書の提出をして、事業計画、組合設立になるといったようなところですよ。そこで、区として、これでいくべきだよねということで、その、何というんですか、その3分の2の中に区も入っていくというような理解になるかなというふうに思っております。

だからといって、ここまでずるずる延ばすとか、そういうことではなくて、積極的に資料だとか、まず図面等が出てこない、なかなか議論も進まない部分もあるかなと思いますので、そこら辺は、今後、先ほどから出ているスケジュール等も含め、どの時期にどうということをお示しするだとか、そういったことをやりながら、まず、この当委員会でいろいろ議論いただきたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 ちょっとずれているのかな。要は、箱物が決まって、その中に何を入れるって話ではないかと思っております。千代田区として、全体で公共施設の需要を出して行って、その中で外神田にはめ込めるものはどうなんだというのが条件整理。で、実際に、今部長が言われたこの平米数で何がどこまで入るか、それこそお風呂の位置はどうするとか、事務所内の階段フロアはどうするとかということところは、建築条例の終わった後、検証作業ですよ、まさしく。もう箱物で決まっているんだから、床面積、じゃあ買い足しますか、それとも区道の方だけでいいですかとかということをやっつかないと、同意率も、地権者の人たちが、あ、こんなにいい公共施設が入るんだったら協力しようという人もいるかもしれないわけですよ。

ほかの――再開発はそんなもんですから、自治体が再開発を駅前にするときに、こんないいものをプラスアルファで造りますよ。今あるものは建て替えだけですということだと、魅力がやっぱり、かなり削られてきてしまう。で、千代田区、お金があるから、床面積等々も増やせる、買い足せるのかもしれない。土地を買うよりも簡単なのかもしれないんで、借りるのも含めて。そうすると、公共施設の条件整理というのは、やっぱりもうちょっと上にしてもらって、実際、もう無理ですよ。この平米数のものでしかできないという検討作業があって、建築条例の終わった後はそんな感じなのかなというのも、もう全体でやってもらわないと、やっぱり、まちづくり部、部分になっちゃうんです、やっぱり。これしかないからしょうがないでしょうとやったら、理解がなかなか広まんないんじゃないのかなと。で、議決するときも、正当性がなかなか、地区計画とはいえ、こんないい施設が入るんだから協力しましょうよと。僕らだって、最後、どちらかのボタンを押さなくち

やいけないんですからね。ここで継続とかになっちゃったら、大変な話になっちゃうんでしょ、建築条例のときに。第1回定例会というのは2月議会だから、今年度中に決めないと。そこまでに判断材料を、こんなものが考えられます、検討できますとか、必要ですというのを出してもらわないと、やっぱりね、見通しが無いというのは、もう、これも例えがいいかどうか分かんないけど、やっぱり失敗の本質の典型例になっちゃうように、本の。インパールとかミッドウェーにしちゃいけないですよ。（発言する者あり）やっぱり、あらゆるものを想定をかけて、こんないいものが入れる可能性がありますというのを、夢を見させてもらわないと、なかなか、ずっと同意率の話だけで終始しても本意じゃないんじゃないですか、皆さんのほうも。いい公共施設で、いい地方公共団体をつくるために進めるんじゃないんですか。

再開発を進めただけだとしたら、それは、やっぱり同意していない人は嫌だという話になってしまうんで、こんないい施設を造りたいんですというのが、プラスアルファで加味されないといけないんで、それには条件整理のところでも少し出て、共有していったほうが、いいんじゃないのかなと思うんですけども。それをスケジュール感も含めて、ちょっと、判こを打った後になってしまう。9月の夏休みの宿題になってしまうかもしれないですけども、まあ、9月の第1週に早く学校の先生に出せるような形で、宿題だったら。建築条例が2月までに提案するんだしたら、そこまでに条件整理で、区全体としての公共施設の整理も含めて出してもらいたいんですけども。

○加島まちづくり担当部長 今、我々が言えるのは、公共施設としては、清掃事務所、それと万世会館という形です。で、その中で、今回の市街地再開発事業の中で、ポリウムがありますので、その中でどうポリウムを確保していくかといったようなところになるかなと。で、それ以外のものを入れるとか、入れないかということになると、ちょっと、我々だけで判断するようなところではないので、そこら辺は、少し持ち帰らせていただいて、政経部のほうともちょっと調整をさせていただくような形になるかなと。

どちらにしても、この外神田一丁目で、の市街地再開発事業の中で、どのぐらいのものが区として確保できるかとか、そういったところがないと、分からないと、なかなか今の林委員のご質問には、ちょっとお答えできない部分があるかなと。で、それはやっぱり、ちょっと図面だとか、そういったところを見ていただく必要もあるのかなというふうに思っていますので、そういった中で、区としての考え方とかそこら辺、あと、その、何ていうんでしょう、区が取得できる面積に対してどうかだとかといったことをご議論いただくこともあり得るのかなというふうに思っていますので、今後、そういったことも含めて、調整というか議論を頂けるような形にしていきたいというふうに考えております。

○林委員 今、部長がまさしくおっしゃった、我々だけではお答えできないとおっしゃるとおりですよ。まちづくり部だけの、この再開発の計画なんですかという形で、全体として考えてもらわないと困るんですよ。

で、再三、繰り返しになりますが、行政需要で、公共施設が必要なメニュー立てを出してもらって、千代田区、お金があるから、地べただけだったら建てられないですけど、床面積はたくさんできるわけなんですよ、このビルがそのままできると。買い増しだって、ほか子ども施設で足りないから、PMOさんのを借りるとかあったんで、そこまでちょっと詰めてもらわないと、なかなか、こんなに千代田区、今の人たち、区民にとっては、地

権者にとっては、いろいろあるかもしれないけど、将来世代にとっては、やってよかったねと言われるようなものにする判断材料を出してもらいたいんで、次回の陳情審査までに、ちょっとスケジュール感と、この区有施設の条件整理等検証という二つのパーツに分けられるのかも含めて出してもらいたいんですが、いかがですかね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 林委員から、九段下のまちづくりにおいても、同様の意見を頂いたとっておきまして、先ほど部長が答弁したとおり、政策経営部と相談して、どういう形で出していくかということにつきましては、検討してまいりたいと思います。

それとあと、この図面につきまして、条件整理とその検討というところ。ちょっとスケジュール感として、これ、ポンチ絵みたいなものなので、それを、例えば半分に分けるとか、それが意味をなすとかと、そういうところがございますけども、それが別々のものというのが分かるような形でですね……

○林委員 条例審査の前と後に分けてもらいたいということなので。

○大木神田地域まちづくり担当課長 はい。表現できるように工夫してまいります。

○嶋崎委員長 よろしいですか。はい。

ほかに。

○はやお委員 一つだけ。今までのこういう開発のところになってくると、まちづくりが考えて、枠、建築基準法を変えていくことですから、どうしてもそういう発想になっちゃうんですね。で、やっぱり、これは組織論のとかしたら、プロジェクトマネジメントとって、きちっとそれごとに、政策経営部だとか、今回は多岐にわたるもんですから、そういう組織体制をどうするのかということも含めて、資料を提出していただければ。何かといったら、まちづくりでやっぱり先行したら、事務方は全然入ってこないんですよ。で、彼らも仕事がいっぱいですからね。だから、そういう、どういう体制を取っていくのかというのを、やっぱり特別職を中心に整理してもらいたいと思います。

だから、これを進めるための組織体制がどうなのかということ、でも今は言ったように、九段坂のほうの問題——開発もあるように、どういうふうやって、こういうものを進めていくのか、他の所管部との、というのを明確にしていきたい、その組織体制。

○加島まちづくり担当部長 今明確に、こうこうこういう形の組織でということは、ちょっと言えないので、政策経営部のほうとも、そういったご意見もあったところの中で、どういった形でこれを進めていけるか、いく必要があるとか、どういう感じで進めるべきなのかといったようなところを議論させていただいて、報告もさせていただければなと思います。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。組織の話、1点、対外的なほうなんですけれども、東京都と国がありますね。その連絡窓口というのは、東京都考えただけでも、住宅局もあるよとか、財務局、いろいろ頭に浮かぶんですけども。どういう体制で連絡を取っている。どこがこの窓口になっているんですか。窓口、あるいは複数なのか。そこがちょっと見えてこないんですけども、関係組織があれば、全部答えた上でお願いします。

○嶋崎委員長 国から教えてください。国。

○小枝委員 はい。

○はやお委員 国と都。国から。

○嶋崎委員長 国と都と二つあるわけだから、まず、国から教えてください。

○大木神田地域まちづくり担当課長 国につきましては、東京国道事務所を窓口にお話を進めております。

○嶋崎委員長 これは、じゃあ1本ですね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 はい。

○嶋崎委員長 国交省1本ですね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 はい。

○嶋崎委員長 はい。

都は。

○大木神田地域まちづくり担当課長 都は、財産の総合調整を行う財務局の——すみません、財産運用部、それから、実際、財産を使っている住宅政策本部の出先事務所である、何でしたっけ、東部、（発言する者あり）そうだ、東部住宅建設事務所です。と、（発言する者あり）いや、その2方面と調整を行っております。

○嶋崎委員長 それだけですね。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 いいですか。確認。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、この質疑を終了いたします。

この取扱いにつきましては、本件3件ありますけれども、いかがいたしましょう。

（「継続」と呼ぶ者あり）全て継続。

○桜井委員 前回と変わったところ……

○嶋崎委員長 変わっていませんよね。

○桜井委員 はい。ないですね。

○嶋崎委員長 では、ご意見を頂きましたので、本件3件に関しましては、継続の取扱いとさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

先に行っちゃおうかな。ちょっといいですか、進めさせていただいて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

次に、陳情審査を続けますけれども、二番町地区まちづくりについて、送付5-18、19、21~26、31の9件、一括して審査に入りたいと思います。

執行機関のほうから、情報提供はありますか。

○榎原翹町地域まちづくり担当課長 それでは、二番町地区の地区計画の変更について頂いた陳情に関して、お手元の環境まちづくり部参考資料2に基づき、区の見解をお示しいたします。

なお、7月7日の当委員会において、同様の資料に基づき、区の見解をご説明させていただきました。その際は、都計審の学識経験者によって構成をされる専門家会議から、ま

だ事業者が再検討案を計画する際の方針が示される前の時点で、資料を作成しておりました。

今回お示したこちらの資料については、その後に再検討案に関する方針が示されたこと、また、9月26日に開催をされた第3回の専門家会議で、事業者のほうから、新たな計画が示され、それがその専門家会議の方針に沿ったものであるという見解が示されております。それを踏まえて、資料の時点更新を行っております。

以上を踏まえて、お手元の資料、一番右側の回答欄をご覧くださいでしょうか。更新箇所をご説明させていただきます。

まず、項番の1、送付5-18の1番の点についてです。

専門家会議の方針に基づき、区から計画案の見直しを求め、事業者からは再検討案が示されているため、以前の意見募集への対応は致しかねる旨の回答を記載しております。

次に、項番2の送付5-19、こちらの3番です。

専門家会議からは、7月25日に開催した都市計画審議会において、事業者に計画案の見直しを求める際の方針を示していただいているため、その旨の回答を記載しております。

続いて、項番4、送付5-22、こちらの回答欄2番についてです。

専門家会議では、新たな案が出てきた際は、都市計画手続をやり直すことという集約がありましたので、改めて手続を行う旨の回答を記載しております。

続きまして、項番7、送付5-25についてです。

専門家会議の方針を踏まえ、区から事業者へ計画案の見直しを求めておりますが、その際に区から事業者へ、影響調査の実施を行うよう指導しているため、その旨の回答を記載しております。

最後に、項番8についてです。送付5-26についてです。

専門家会議の方針を踏まえ、区から事業者へ計画案の見直しを求め、再検討案が事業者から示されているため、以前のアンケートに関する検討はいたしかねる旨の回答を記載しております。

なお、広場の在り方については、専門家会議の中で質の高さや広さを保つことに関する議論があったので、再検討案においてはその点が計画に反映されております。今回こちらの資料では時点更新を行っておりますが、全体を通して区の見解自体に変更はございません。

また、ただいまご説明をした箇所以外の回答は、前回、7月7日にお示した資料と同様の記載でございます。

なお、再検討案の内容については、本日開催されます日本テレビ通り沿道まちづくり協議会において、地域の皆様へご報告をさせていただきたいというふうに考えております。その後、本日頂いたご意見等を踏まえ、さらに区がブラッシュアップをした形で、次回の都市計画審議会でも再検討案の内容についてご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。執行機関からのご説明を頂きました。

質疑を受けます。

○林委員 前回、9月28日、これは報告事項のところだったんですけども、都市計画

道路の件なんですよ。これはどうなっているんですか。要は、一番町の五味坂のところからずっと四ツ谷駅のところまで、今、一方通行で、正しく首都の高台の住宅街らしく、ほとんど車通りもないところなんですよ。ところが、都市計画決定がオリンピックの頃されておったんで、双方通行でにぎやかな道になる。ここのやり取りのところをちょっと委員会でもう確認しないと、中身のいい悪いというのは、限定的に二番町の地区計画で、二番町の方、地権者だけなんでしょうけども、都市計画道路が本当に再開となると、かなり幅広く、六番町から一番町のところまで、かなりまちが激変してしまうわけなんですよ。都市計画道路が廃止になりゃ、これはもう一番分かりやすい話なんですけども、これってできるんですかね、千代田区から何かを上げたりすると。図面とか、それも含めてちょっと出してもらわないと、その先のこの陳情審査の中のところのいい悪いというのも、ちょっと波及範囲が大きくなっちゃうんで。

○前田景観・都市計画課長 今、林委員からご指摘がございましたように、前回の委員会の中でご指摘があったというふうに認識をしております。その際ご答弁をさせていただきましても、この位置のところ、計画決定のみといった中で、ここの位置づけがどういった形になっているのかというところが、幾つか種類がありまして、その部分の資料をご用意させていただくということで、前回ご案内をさせていただいたかなというふうに認識しております。

資料のほう、作成に当たりましては、一般的な都市計画道路の位置づけの関係の資料と、また、ここの施行に当たっては東京都が関係しておりますので、そちらの確認もちょっと必要なというふうに認識をしているところでございます。したがって、そうしたところの確認も含めて、資料として改めてご準備をさせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

○林委員 そうすると、なかなか陳情の中身に入る以前の話になってしまうんですけども、現実問題として、都市計画道路、一番町のちょうど真ん中に連なっている、あそこの経緯経過については次回の陳情審査で出してもらうとしても、実際問題、廃止とか凍結というのはできるものなんですかね、都市計画決定された道路というのを。

○前田景観・都市計画課長 都市計画道路のその扱いにつきましては、10年に一度見直しを、見直し検討をしているといったところでございます。今、第4次というところで、その立てつけについて検討しているところでございますが、現在、この放射27号線だったと記憶しておりますが、そちらについてはまだ、特に廃止するとかといった方向性が出ているものではございません。

一方で、ほかの道路におきましては、例えば補助線街路の中では見直し候補路線ということで位置づけられているところもございまして、そうしたところについては、なくなったときの場合の検証であるとか、そうしたものを行いながら廃止していくといったこともございます。

つきましては、通り通りの取扱いによりまして、検証の中で都市計画道路を廃止していくという方向性を位置づける道路もあるといった中で、この道路についてはまだそういう扱いにはなっていないといったところが現実のところでございます。

○林委員 いや、ほかのところよりも、この道路がどういう手続になったら廃止にできるのかというのは、結構大きい話だと思うんですよ。というのが、千代田区の施設だけでも、

いきいきプラザ一番町の駐車場も、あそこもなくなってしまうし、麴町保育園の園庭の一部もなくなってしまうし、要は本当に都市計画決定された道路になると重大な話になってくるんですね。

ちょうど都市計画道路のど真ん中がこの日本テレビさんの開発のところで、そこが双方通行になって交通量が増してしまうと、交通量が増したから、じゃあやりましょうかという話になってくると、ちょっとここは二番町だけの話ではなくなってくるんで、ここの手続とやり方、方向性も、千代田区から何か上申をかければ凍結になるんだったらなるとか、強い都議会の人がいれば何とかなるとか、都知事にお願ひすれば何とかなるとか、いろいろなケース・バイ・ケースも含めて、ちょっと資料提供というか、情報提供した上で陳情審査に入れればと思いますが。

○前田景観・都市計画課長 ただいまご指摘いただいた中に交通量ということがございました。実際、交通量もその一つの検討する構成の、検討する要素の一つとなっているといったところがございます。そのほか、都市基盤のこの確立ということで幾つか条件がございまして、そうしたものと照らして、都市計画道路を維持していくか、引き続きこの計画決定、事業決定に向けて進めていくものかといったところが、10年に一度整理がなされているといったところがございます。そうした状況等を改めて資料化させていただきまして、ご案内をさせていただければというふうに考えてございます。

○春山副委員長 関連。

○嶋崎委員長 春山委員。

○春山副委員長 すみません。今の林委員の都市計画道路の番町のところなんですけれども、たしかオープンハウスで、まちづくりのこれからの在り方みたいなどころでも、住民の方々からかなり、この都市計画道路はもう要らないんじゃないかとかという意見があったというふうに私のほうでは認識しているんですけれども、都市計画道路の見直しのプロセスは、住民発意の意見ということは全くなく、行政側からの調査なりで都市計画道路の廃止の手続が踏まれていくんでしょうか。その辺、ちょっとご確認させてください。

○前田景観・都市計画課長 実際は私ども、見直し候補路線の位置づけとかというのを含めまして、10年に一度と申し上げましたけれども、その検討の中には、どちらかというとなぜ必要なのか、国として、都として、都市基盤として、全体的にどう必要なのかといったところの位置づけから、都市計画道路としてのご協力をお願いしながらやっているといったところがございます。一方で、ご指摘いただきましたように、地域の声ということも実際あるのかなというふうに認識してございます。

しかしながら、まずはそういった行政として必要だといった路線としての位置づけがある中で、一方でそのご指摘も踏まえながらといった意味では、都市計画マスタープランの中では、前回の記載の中ではウィンドウショッピングといったような記載もありましたけれども、そういった表現は除くといったような形での位置づけということで変更はさせていただいてございますが、都市計画、この計画線がどうなるかといったところについては、大変恐縮でございますが、行政として位置づけをさせていただいているといったものになってございます。

○嶋崎委員長 はい。いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 前回、今日忘れられていると思うんですけども、13か所の例外というか、中高層と定められなくても超高層を造りましたという、そういう専門家会議のほうに出した資料、出したことが、そうではない、あるというその話があって、その資料をまとめてくださるということについては、今回出ていないので、ちょっとその考え方を。

○嶋崎委員長 現在のところのお話。

○前田景観・都市計画課長 ただいまご指摘いただきました資料につきましても、ご用意させていただこうというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。ほかにありますか。

○岩田委員 はい。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 あ、ごめん。岩田委員。

○岩田委員 すみません。都計審で、ある方が、80メートルというのは所与のものではなく、地域で何か必要だとみんなが要望しているものを整備することの前提に立って、初めて60を超える容積率の緩和があるという前提なので、80が所与のものだとは理解できないというふうに言っていると。これは間違いないですか。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 ただいまご意見を頂いた点に関してですが、すみません、ちょっと一言一句、どういったお話があったかということについては記憶していないんですけども、地域の方々から課題として、地域の課題を解決するような計画になっているかどうかというところは、一つ判断の材料になるというふうに認識しております。

○岩田委員 ということは、地元の方たちのかなりの数の同意があって、それで皆が要望しているものが整備できて初めて80ということであって、80が当然ということではなく、やはりここは前提となるのは60ということのように思うんですけども、それはどうでしょう。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 専門家会議の方針として示された項目の一つに、60メートルの街並みというものに意識をしながら、建物高さは最大80メートルというようにお話を頂いております。そのため、建物高さに関しては、上限として80メートルというところは示唆されているものというふうに認識しております。

○岩田委員 大事なところ、あれです、その最大80というのも、この地元の方たちが、大方の同意があって、さらに、何だ、みんなが要望しているものを整備するということが前提、ここ大事です。それで間違いないですよ。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 専門家会議の中ではそういったご発言を頂いたというふうに認識しております。

○岩田委員 ありがとうございます。それで、じゃあ、もしも地元の理解が得られなかったら、最大80ということではなく、60ということもあり得るということよろしいですよ。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 ただいまご指摘いただいた点に関してですが、大方の同意をどういったところで捉えるかということのご質問とも関連してくるのかなというふうに考えております。今後、まずは本日、まち協において再検討案についてのご説明をさせていただきますが、そこでどういったご意見をまず頂くかというところを、区としてはしっかり見ていきたいというふうに思っております。その上で、今後、再検討案については都市計画審議会でもご報告をさせていただきたいと思っておりますが、その後、

都市計画手続に入るということになった際には、様々なご意見書についても求めていくという形になります。その意見書について取りまとめて都計審にご報告した際、それをもって大方の同意があったというふうに判断いただけるかどうか、都計審の際に判断いただくものというふうに認識しております。

○岩田委員 あと、また別の点で、意見書のこと、先般の17条に基づく意見書の数で、番町地区の住民が、賛成275に対し反対が658で、反対が圧倒的多数を占めていた。その一方で千代田区外の賛成票が7割となつてと、これは不自然なんじゃないかというような話もありました。その点、一部のメディアで、日テレの会社ぐるみの組織的動員があったと記載されていた。これはご存じですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 そういった報道がなされていたということは耳にしております。

○岩田委員 そういう疑いを持たれないように、その意見書はどういうタイプの人、つまり住民なのか、何ですか、そういう開発業者なのかとか、そこぐらいまではやっぱりちょっとはっきりしていただかないと、こういうふうに言われちゃうと思うんです。

つまり、昼間の人口というだけじゃなくて、それが利害関係者みたいな、そういう、この事業に携わっている人なのかどうか。そういうところまで言わないと、やっぱりこういうふうに書かれちゃうんだと思うんですよ。なので、そういうところをちょっとしっかりしていただきたいと思うんですが。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいま頂いた、ご意見書をどういうふうに数として集約するかということなんですけれども、まず大前提として、意見書の数を多数決の判断材料というふうに生かすということではないので、あくまでこういったご意見を頂いているかということを取りまとめた上で、都計審に判断いただくための材料というふうに認識をしております。そのため、取りまとめる方法に関しても、属性まで含めて細かにお示しするというところまでは必要というふうには考えてはおりません。

○岩田委員 それを言っているんですよ。そういうのがないと、こういうふうにまたメディアに書かれちゃいますよということを言っているんで、個人情報云々というんでしたら、それに被らない程度の属性をやっぱりはっきりすべきだと思うんですが。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 これまでも17条の意見書の集約の仕方に関しては、区として一定のルールに基づいて対応しておりますので、今後もそれに基づいた形で、こういったご意見を頂いたかという分類をお示ししていきたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

○はやお委員 小枝さんところの13の、地区計画がかかっているながらも、この何だ、再開発促進区ということで高く建てられるようにするよというこのケースというのは、その13の中の一つとして紀尾井町のやつが入っているのかどうかという確認を、だけね、だけね、入っているかどうかだけ確認したい。

○江原地域まちづくり課長 紀尾井町、1件、事例として入ってございます。

○はやお委員 学識経験者が今回そういうことで、提案、80メートルのことをされてくるということについては、非常に重たく受け止めることが必要だと思うんですけれども、

私はもう何度も言っているのは、地区計画の網がかかっちゃっていて、ここだけをくり抜くということについての、なかなか難しいんじゃないのと。どう考えたってそこをやったらそこを抜かなくちゃいけないんじゃないかと言っていたわけですよ。

私は、何かと言ったら、地区計画がかかっている、それでこの再開発促進区になったという例は、私はそこだけしかないというふうに思っていたんですね。だから、それはまた後の資料を見ながらあれなんですけど、そのときに、都市計画審議会、都のほうの都市計画審議会で言っていたことが、地元の区、既に決定した地区計画の方針に即しておりと、これが大切だと書いてあるわけですよ。だから、この再開発促進区がそのこのところとして認められた。

で、いうところですから、もうここで議論しないですよ、今度はその資料を出してきたところで確認ですけれども、分かる資料を用意してもらいたいというのは、結局はその、目標に即したというところなんですよ。つまり即したということは、地区計画のこの日テシのこの地域というのは、何と書いてあるかというのは、もう釈迦に説法だけと言いますよ。建築物の高さの最高限度、用途、形態・意匠を制限することで、中層・中高層の落ち着いた街並みと良好な住環境の維持・保全を図るといのが入っちゃっているんですよ。これを、これがどう読めるかというところをきちっと、その80メートルにするに際して、学識経験者もどう理解して、もう前例主義からしたら、このこのところについて、やっぱりあるこの地区計画の中のこのこの部分がそうなるんだから、どう考えたってこれに準ずるとい流れにならなくちゃいけないと思うんですね。

そこに、結局はそこからすると、そうは読めないとは私は思うんです。だけど学識経験者が読めたというんだから、読むんであれば、どういう視点においてよかったのかということだけは確認しておいてください。それじゃないと議論がいつかみ合わなくて、こうだああだという話になるから、ここが僕は一番重要なポイントだと思っていますので、用意をお願いしたいと思います。

○前田景観・都市計画課長 先ほど地域まちづくり課長のほうでご答弁させていただきましたが、ちょっと13事例が手元にないので、もし、すみません、先ほどのところが違えば、改めて確認をさせていただければというふうに思います。

そういった状況の中で、今のご指摘でございますけれども、都市マスが上位計画にある中で、地区計画中の地区の目標、ここの整合性がしっかり図れているのだろうかというところのご指摘かなというふうに認識してございます。

○はやお委員 そうです。

○前田景観・都市計画課長 その上で、さらに今回の二番町の地区の中の地区の目標が、この都市マスでの取扱いの中との整合性がしっかり保たれているかを、はっきりと明示してください……

○はやお委員 そう、そうです。

○前田景観・都市計画課長 という形のご指摘かと思っておりますので、今頂いたご指摘を踏まえて、先ほどの13事例と、さらには今回の二番町と併せて地区計画の目標、こうしたところの資料を準備させていただきたいなというふうに考えてございます。

○はやお委員 はい。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかに。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それで、先ほども情報提供がありましたけども、今晚また地元の協議会もあると。それから都計審も、まだ、アンサーとしては学経の先生方の話は聞いていないと。こういう途中の段階だというふうなことを踏まえて、この取扱いを皆さんのほうからどういうふうにいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 継続でよろしいですか。はい。それでは、本件については全て継続で取り扱わせていただきます。

この時間なんで、暫時休憩いたします。

午後0時21分休憩

午後1時28分再開

○嶋崎委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

次の陳情審査に入ります。神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書について、送付5-34を審査いたします。前回もお伝えいたしましたけれども、本案件、陳情書については、委員、理事者のみ陳情者をマスキングしていない文書を配付しています。委員、理事者の皆様におかれましては、本陳情の取扱いに十分にご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます

執行機関から何か情報提供はありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 送付5-34、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書につきましては、9月5日の当委員会におきまして申し上げたとおり、また、桜井委員もおっしゃっていたとおり、これまでの陳情と同様の内容であり、既に審査が終了しているものと認識してございます。ですので、申し上げることはございません。

○嶋崎委員長 はい。執行機関からの、特に今の状況の中では全く動いていないということとございますので、委員の皆さんからご質疑を頂きたいと思います。

○春山副委員長 同様の陳情が繰り返される中で、改めて区の道路行政、道路機能の基本的な事項を確認したいと思います。

昨日、区道ではないんですけども、九段の桜の木が倒木したということで、この倒木も含めて、昨年全国で街路樹が倒れる事故が相次いでいることから、国交省が自治体を対象に街路樹の倒木の実態調査にも乗り出しています。それは3メートル以上の街路樹に対しての調査をされているというふうに認識しています。それも含めて、区のほうに、道路、街路樹、これからの機能更新の考え方について確認をさせていただきます。現在の神田警察通りが整備された時期など、分かる範囲で教えていただけますか。

○嶋崎委員長 はい。昨日のことはまた後ほど何か報告を受けるということだけでも、今ご質疑があったんで、含めてお願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。まず神田警察通りの整備の時期でございますが、千代田区の区道は、昭和28年、それから36年、40年の3回に分けて、東京都から移管されたものでございます。神田警察通りは昭和40年に移管されました。現在の形態についてはそこから、戦災の復興によってできたものだとして認識してございます。

それから街路樹の倒木、これについてはまた後ほど口頭で報告はさせていただきますけ

ど、今。

○嶋崎委員長 いいよ。今、あったから。もしかしてそれは後ですか、どうするのかはそちらにお任せしますけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。道路の機能といたしましては、交通機能、空間機能、それから一一えっ。

○春山副委員長 まだ、まだそこまででいっぱいです。

○須貝基盤整備計画担当課長 それを聞かれました。違う。

○嶋崎委員長 副委員長。

○春山副委員長 そういった意味では、70年前に、この道路、今の道路なりが整備、デザインされたということで認識をしました。

この街路樹の、昨日の倒木も含めて、戦後や高度成長期以降の街路樹が課題だというふうに認識しています。そういった意味では、本来、街路樹というのは、先日の質疑でもさせていただいたように、あくまでも道路施設の一部であり、結果として街路樹からのいろんなことを私たちが享受させていただいているという認識でいます。

改めてお伺いしますが、この都市計画というのは公共貢献性を求めていくものであり、時代時代によって公共貢献性というのは変化していくということで、都市計画法に基づいて、様々な法制度がその時代に合わせて制定されているというふうに認識しています。そういった意味で改めてお伺いしますが、道路の機能、道路行政の一番の目的というのは何でしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今お話しの道路の機能につきましては、交通機能、それから空間機能、市街地形成機能などありますけども、その中で、交通機能が最も重要という機能でございます。人や自転車、自動車が安全で安心に、かつスムーズに移動でき、沿道の建設施設にアクセスできるようにする交通機能をしっかり確保することが、道路行政の最も重要な役割だと認識してございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味では、今ご答弁いただいたように、千代田区における道路行政というのは、あくまでも道路を安全に管理することが最も重要な役割であり、もちろん街路樹の景観形成機能や環境機能というのも必要だと思いますけれども、道路行政は樹木の保全を目的として道路管理しているわけではなく、あくまで安全性を目的とした道路を整備しているというふうに理解しました。

また、高度成長期以降、市街地の様相も変わってきた中、今後の都市計画における道路行政における公共貢献性ということを考えると、やはりバリアフリーなり、新しい形での道路行政というのが必要になっているのではないかなと思います。ただ、50年、今の道路が整備、デザインされたのが70年前であれば、今後の、今整備するとしたら70年後を見据えて、どういう都市であるのか、どういうふうに人が生活しているのか、どういう機能が必要なのかということをやっばり見据えるべきではなかったのかなというふうに、個人的に思います。

道路を単純に拡幅して、自動車レーンを増やして街路樹の機能更新をするということではなく、街路樹はあくまでも道路施設の一部であるならば、それは緑地帯ではないので、そうであるならば、本当に道路をもう少し2車線にして、本当にグリーンベルトを造るか緑地帯を造るか、そういった、もっと一歩進んだ環境配慮のある道路計画というのを、

千代田区として打ち出すべきではなかったのかなというふうには思います。それについてはいかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員のおっしゃることも分かります。沿道整備推進協議会では、当初そのような、歩車道の配分をさらに見直して、広幅員の歩道空間の確保、そういったご意見もございました。ただ、中期的な自動車交通の見通しや周辺街区の状況、それから警察等との協議、そういうものを踏まえまして、沿道全体を通じて現行計画案のような整備となったものでございます。

○春山副委員長 現在、整備が執行できていないためにかかっているコスト、今後の資材の高騰も含めて、工期が遅れば遅れるほどコストが上がっていくと思うんですけども、その辺りのコスト増についてはどのようにお考えですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 現在工事が進んでいないという状況で、出来高は全く上がっていないというところでございます。当然この遅れがコストに跳ね返ってまいります。また、妨害されたことにより作業できなかったケースについては、今後積算をしていきたいと考えてございます。

○春山副委員長 もう議会で決定されたことなので、今さらお伺いすることではないと思うんですけども、大木化する樹木の問題がある中で、桜というのは成長がとても早いということと、先日、桜井委員の答弁にもありましたように、害虫の発生する確率が高く、今、街路樹としての桜の在り方というのはなかなか議論がある中で、どうだった、どうお考えなのか。

それとまた、おととい——昨日か。おととい九段坂で倒木した樹木も桜だったと思うんですけども、この辺りについて、どうお考えですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 本計画の樹種変更に、そういう更新に当たっては、イチョウ固有の課題、落葉の多さですとか、ギンナンの臭い、それから滑りやすいと。それから根上がりによる道路起伏の発生、幹周りが成長することによって歩道の有効幅員が狭くなる。そういうことの観点から、桜の中でも、大木化せず、害虫もつきにくく、生活道路において街路樹として用いられている陽光という樹種を採用したものでございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。今ご答弁にありましたが、今後大木化することの課題というのは、すごく道路行政にとって大きな問題だと思います。街路樹というのは、大木化、老木したら、やはり機能更新していくというのが一般的な、どこでも考え方だと思うんですけども、現に共立前のイチョウがすごく大きくなって、ツリーサークルいっぱいになっていますが、あの状態が将来にわたってあることが、公共貢献性という意味での生活道路、公共施設につながる歩道に多く存在しているというのは問題があるのではないのでしょうか。

先ほどご答弁にもありましたが、道路には空間機能、上空との建物の関係、地下のインフラ収容の関係があり、樹木が自然に育つには様々な困難があると思います。道路整備のときには下に砂利を引くので、いずれにしても樹木が大きく育っていくにはとても環境としてはかわいそうというか、根が張りにくいという問題があるのではないのでしょうか。そういった意味では、今後の沿道の開発の中では、良質な緑というのをうまくデザインしていくこと、今後の環境配慮に、地球温暖化対策のヒートアイランド対策に対しても、単純な街路樹という概念だけじゃなくて、沿道全体の緑の環境をもっと向上させていく。機能

更新に桜なのかイチョウなのかという議論より、もっと進んだ議論がされていくほうがよいのかなと思います。

もちろんその街路樹を生まれたときから自分が見ていた、好きだった木がなくなるというのは、私が同じ立場でも、すごく悲しいとか寂しいという気持ちになるのはすごく理解できます。緑から受ける恩恵というか、享受というのもすごく分かるんですけども、都市計画、この公共貢献性という観点において、また将来世代に対しての公共貢献性、今の世代じゃなくて、将来世代にとっての公共性の観点から、この道路整備というのを考える必要があるのではないのでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 少し、環境、ヒートアイランド、緑についてのご指摘もございましたので、私のほうでご答弁を申し上げますけれども、やはり今回の神田警察通りも、道路整備単体ではなくて、まちづくりと連携して議論されてきたところでございます。こういったこの緑の在り方、樹木の在り方についても、今、副委員長がご指摘のとおり、まちづくりと一体的に考えていくということが、これからの時代にとってふさわしいのではないかなということでございますので、同様な認識は持っているということでございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。ぜひ今後のいろんな再開発なり整備において、次の世代を見据えた公共貢献性とは何かというところで、緑の議論をしていけたらと思っています。

今回の神田警察通りの事業が進まない中で、賛成でも反対でもない人も含めて、多くの近隣関係者が、結果として進まないことに不利益を被っていると。執行できないことによるコストも税金から払われているという意味で、この対立構造の中、落としどころを見つける上でも対話の機会が必要ではないかと思います。しかし、総括質疑でも答弁がありましたが、訴状係争中で、対話をするのが難しいという認識でしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 私、総括審査の中でもご答弁申し上げました。対話というキーワードが出ておりますが、やはりゼロか100かではない落としどころを探ると。そういう上でも、ご指摘のとおり、現状では難しいというふうに認識してございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった面では、執行機関としても議会としても、議決自体が無効であると主張されている方々と協議し、工事の停止や設計に変更することはとても困難なのかなというふうに認識しています。こういった陳情については、訴訟の進展や訴訟上の和解、または取下げなどの状況が変わらない限り、議会としても対応していくことは難しいのではないかと思います。そういった意味では、当面推移を見守り、状況の変化があれば適切に執行機関のほうから報告を頂きたいと思っています。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

了解したかどうか。

○印出井環境まちづくり部長 今のご意見の認識は、私どもと近いというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 まず、今のやり取りの中で、本当に、喉元過ぎれば熱さ忘れる、だっけ。オ

オリンピックのときに、東京にマラソンを、東京のこの白山通りとこの辺をマラソンで走ってもらおうということで、それで、ところが、もうあまりにも暑いから、無理だろう、いや、でも何とか可能なように、というやり取りの中で、東京都がちゃんと樹間を広げて、道を覆うように枝を広げていきたいと思います。全体にそういうふうな方針を出して、千代田区としても、その同じ方向でやっておりますということは何度も答弁しているんですよ。東京都の中でそういう方針があったことと、千代田区もそこに連動してきた。でも、そうやっても結局札幌に持っていかれて、東京に持ってくることもできなかったみたいな、何かいろいろそういうことがありましたね。

そのときに、本会議場の議事録を見てもらえば分かりやすい。委員会でも何度も、これからの道をどうしますかといったときに、やっぱり樹間が、覆うような、ヨーロッパに負けないような道づくりを進めていきますということも答弁しています。それは頭の中から、すっかり行政のほうから消えているので、そこはちゃんと答弁を修正してもらいたいなと思いますし。

あと、何新聞だった、国交省のほうも街路樹に関して、ちょうどⅠ期工事の頃だったんですけども、ほとんど街路樹の整備は達成された。これからはまさに安心・安全な維持をしていくということが大事だと。だから、専門家の知見を入れて適切に維持管理をしていきたいと思いますということで、かなり専門家の起用ということを重視した報道もあったことがあります。今日はその論点になると思っていなかったもので、持ってきていないんですけども、行政の中からすっかりそういう観点が抜け落ちているということが、この問題のまず根本にあるということについて、私の記憶が間違っているかどうか、答弁しておいてください。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。

○嶋崎委員長 担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 すみません……

○小枝委員 いや、課長でいいですよ。

○印出井環境まちづくり部長 具体的に……

○小枝委員 課長でいいです。

○印出井環境まちづくり部長 基本的に剪定の考え方という意味であれば、おっしゃるとおり、そういった剪定をしていこうというようなことがあったのかなと思います。こと、神田警察通りについては、ご案内のとおり、オリンピックの前からまちづくりとともに連携して検討されてきたというところでございます。

○小枝委員 神田警察通りはオリンピックの前からであるということですけども、これは繰り返しませんけれども、今載っているガイドラインでも、緑の十字路ということで、Ⅰ期、Ⅱ期のところは緑の樹間を広げていって、道を覆っていく。さらに増やしていく。そういう、そして既存の木を育てていく。そういうふうなことで、今の協議会のメンバーとほぼ同じような方々がそれを決めたということは、もう間違いのない事実で、協議会の中で、令和2年で変えたというのも、それも事実なんだけれども、そういうふうな経過があったということからすると、千代田区が向かってきた方向というのは、やっぱり歴史・文化ゾーンに関しては白山通り、そしてこの神田警察通りのこの入り口のところは、緑豊かなそうした道並みをつくっていこうという夢を見て、共に住民と歩んできた8年だったと

ということだと思います。

もうそこは、ちょっともう時間がもったいないので繰り返しませんけれども、ここで、私も決算をやる中で、やっと自分の中で時系列ができてきたということがあります。それは、令和4年のときというのは、ちょうど4月ですよ、4月に工事を始めたいということでトラブルになったわけですけども、住民のほうも工事そのものには反対していないから、イチョウに触らないような工事でしたらやってくださいということで、カッター工事というのをどうぞやってくださいというのを、見守っていたというのが6月ぐらいだったと思います。

そのときに、ここの道路については、ほかの、これは和泉公園通りの案内、説明書なんだけれども、道路工事のお知らせチラシのようなものが、こちらはこんなような工程でやりますよということが記されているのに、神田警察通りのほうは、こんなようなものがただで、工事の中身についてのお知らせがないですよという話に現場でなって、それで少し、じゃあ、皆さんにお知らせするような協議をいたしましょうということで、カッター工事を見守りながら協議をしていたときに、こういう形で、これが6月30日から7月8日でしたけれども、ここまでがカッター工事、ここまでが試掘工で、そこで、変更が生じる場合は地元の方へ事前連絡します、作業に当たっては木の根に影響がないように努めます、という話し合いをしていたということでした。

その間に、工事は進めてほしい、でも木は切らないようにしてほしいというようなことで現場でのやり取りをされていて、というふうな状況で、その間に線形をつくったり変えたりというようなこともできるんじゃないかということで、現場で協議をしようとしても、線形一つ見えてこないという状況があって、何でかなと。土木のプロの人もいたから、どうしてなんだろうということも思っていたら、今回の決算の中で、設計委託、それまで使っていた設計委託の1,000万円が、この年は委託されていなかった。委託されていないから、こうした何か書類を作る作業をする方がもういなかった。その状態で、役所の中ではそういうこともなかなかできるノウハウとか時間がないのかなと、やっぱり人が少ないという問題もありますし、そういうふうなことで、対話をしようにも対話するための素材をつくる、線をいじるだけの調整力もなかったというのが現状だったということが分かるわけです。その認められた1,000万が、結局は警備員、日給8万円の1晩8万円の警備員に支払われていたということが今回分かるわけです。そして、それを、住民をそういうふうな追いやるような形でしか使わなかった。

であれば、この6月のときに設計委託をちゃんとして、それで対話の下に線を引いていくということだって、できたのではないか。そういうふうな誠実性というものが示されなかったということも、ここに至る原因だと思うので、今も、令和5年も警備員代に流用されて、設計費はもうなくなっちゃっているわけですけども、そういう状況を……

○嶋崎委員長 小枝委員さ、質疑をお願いしますよ。

○小枝委員 変えていただきたい。そういう状況を変えていただきたい。

○嶋崎委員長 思いはいろいろと分かるけれども、質疑のやり取りをしてください。

○小枝委員 はい。では、和泉公園道路整備では、普通の道路整備なのに、ちゃんとういった説明文書を出しているのに、神田警察通りは説明文書を出してなかった。そして、そのためにこういうふうな、現場で簡易な時程表を出した。しかも皆様にご連絡するとい

う状況にあったということは、間違いない事実として確認いたします。

○嶋崎委員長 それは小枝委員からの確認を。

○小枝委員 確認。

○嶋崎委員長 確認なんで、それはどうだったんですかという、時系列的に言ってくださいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のお話は昨年7月の約束のことだと思いますけども、樹木に影響のない工事の工程、お持ちになっているのは、樹木に影響のない工事の工程ということだと思います。影響のない工事を行おうとしていたのですが、妨害を受けましたので、樹木に影響のない工事を先行して進めることはできないという判断に至りました。その後、そういうことでございます。

○嶋崎委員長 執行機関としてはそういう認識だと。

○小枝委員 その妨害というのはいつのことを言っているんですか。いや、だって、6月、7月というのは、この話合いをしているときじゃないですか。それで連絡があって、この計画についてもっと報告するからちょっと待ってくれという状況の中で、連絡を待っていたんですよね。それが事実です。間違いないですよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 間違いです。7月7日に妨害されて、街路樹ますを設置する作業を行おうと思いましたが、妨害されました。具体的には、作業帯の中に入り込んで座り込んだり、車を駐車して出ていかなかったり、そういうことがございました。

○小枝委員 資料を出して話し合いましたよという話は、課長のところには届いていないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そういうお話はございましたが、こういう状況で、実際に2回、町会から、錦町町会の有志の方から、説明会ということで対応いたしました。その際には、反対の方がたくさん集まる反対集会みたいな形になっていましたので、そのようなものは対応できないという判断でございます。

○小枝委員 それは時系列、今、ぐっと戻ったわけですよね、1月とか前の年の12月とか。その辺は私はあれですけども。

令和4年のちょうど決算をやったので、とてもそのところは思い出すわけですけども、設計の中身をちゃんと確認しながら、木に触れない工事をするというところ、もしくはその場において、こここのところは木に触れるから駄目だよとか、こここのところは木に触れないから大丈夫だよとかというような話を、しっかりと部屋を取ってやってくだされば、それは話のしようがあったはずだし、また専門家の先生方の中にも、木を残しなさいという人と、いや、木はもう残さなくてもいいよという人と、それと同時に、その双方を調整しましょうという人もいたわけですよね。保存するところと、保存しないところと、調整しましょうという人もいたわけですよ。

そういうことをまさにしようとする力量が、もう行政の側にはなかったですよ、設計料を委託していないんだから。設計料を委託していないということは、もうそういう線を描いたり確認したりする作業をしようという、もう予算上はなっていたのに、使っていなかったわけですよ。それでは幾ら対話しようと思っても、線を引いたり考えたりすることはできなかったと思うんですよね。そういう状況の中でこの平行線が行われてきてしまって、対話ができなかったし、調整ということも取れなかった。

1本たりともじゃない、もともと2本移植となっていたから、そういうこだわり、何が何でも住民を排除して進めていこうというそのこだわりが、非常にこのことを困難にしたし、前回の答弁でも課長が言った、一番問題なのは、これは残すことができない。令和2年12月25日の資料を見てほしいんですけども、保存案と更新案のメリット、デメリットを説明しているのに、それは、できないことの説明のためにやったんですというふうに言うわけですよ。でもそれは全く論理矛盾で、できないんだったら、メリットもデメリットもへたたくれもないわけですよ。学者にだって聞く理由がないわけですよ、できないんだから。どうですかと聞いて、残したらこういうメリットがあります、残さなかったらこういうメリットがありますと説明していること自体が、本当は選択肢として成り立っていたのに、前回そういうふうに、できないんですというふうにまたおっしゃった。そこも発言としては撤回をすべきだ。

そういうことを、その考え方そのものが、この住民を追い込み、住民を排除し、住民を虐待、そういうことになっているじゃないですか。公僕たる方々のやることではありませんね。

○印出井環境まちづくり部長 ひもといてご説明したほうがいいのか。これは何回、委員会も替わっているんで、ひもといてご説明しますけれども、工事に着手した後、4か月にわたって止めていると。そういった中で話し合う機会を、直接の対話も含めて3回、沿道整備協議会では開かれた場で2回やってきたと。そういった意見交換を通じて、道路整備の考え方、あるいは沿道整備協議会の皆さんの考え方と、反対される方々との考えの隔たりは非常に大きいと。これ以上調整しても、もうほんとゼロか100かという世界の中で、まさに区長が当時コメントしていましたが、苦渋の決断という形で工事に入らせていただきました。そういった中で、実力をもって工事を止められたと。我々も実力をもって工事を止められる中で、それをそのまま推移を見守っているというわけにもいきませんので、何とか工事の出来高、進捗を進めるために、全体の中で、樹木に関わりのないところで進めさせてほしいという話はさせていただいたところです。

ですので、基本的にその時点で、街路樹に対して手を入れて工事をするという考え方には、もう隔たりがあって、変えることは、なかなか調整することは難しいというような認識でございますので、そこで調整せよと言われても、我々としては工事の進め方などについての調整はあるのかなというふうに思っていましたけれども、我々の中で、街路樹に関係のない工事をするという形で説明しても、それに対して受け入れていただけずに、先ほど課長が申し上げたような状況が発生したわけです。

ですので、我々も、じゃあこれ以上、街路樹に影響のない範囲で工事をすると言っても同様に妨げられるのであれば、改めて仕切り直しをしようということで、その後、本格的に街路樹の伐採、更新を含む工事に着手したと。そういう経緯がございますので、今の小枝委員のご指摘は全く当たらないというふうに認識しています。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 今ちょっと、ふと冷静に考えて、部長、ゼロか100かのお話というのは、多分、1本も切らないか全部切るかということで、ゼロか100かとおっしゃっているんでしょうかね。でしようかね。まあ、そうなんです、うなずいていらっしゃいますから。

でも、そうではなく、街路樹を残していかに工事ができないのかなというお話をするべきだと思うんです。それで、何かできない理由ばかりを言うのではなく、こういうふうにすればできるんじゃないかなというのを話し合うべきだと思うんです。それを例えば2回やりました、3回やりましたといっても、実際には何かどなり合いになっちゃったりとか。そういうのではなく、お互いに意見を持ち寄ってやるべきだと思うんです。それを、全部切るのか、切らないのかという、そこに論点を持っていくのはちょっと違うんじゃないかなと、ふと思ったんですが。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどの小枝委員のご質問で、ちょっと当たらないと断じてしまったんですけど、1点お答えしていなかったのと、今の岩田委員のご指摘も踏まえてご答弁申し上げますけれども、課長がそこには置いておけないと言ったのは、一つ、移動円滑化法の基準に基づくと、有効幅員2メートルを取れないという意味で置いておけないだろうと。道路を機能更新する、大規模改修する際には、法の適合義務があるので、その観点から、置いておくのにふさわしくないということでご答弁申し上げます。

ただ、街路樹の機能更新についてはそれだけではございません。先ほど春山委員からご指摘がありましたけれども、大木化するイチョウの様々な課題については、沿道の推進協議会のメンバー、あるいはそれ以外の方々からも多く聞いていたということでございますので、移動円滑化法の有効幅員の考え方と、沿道の皆様のお声、それから大木化するイチョウの一般的な課題というのも含めて更新したと。それを総合的に課長が申し上げたので、結論ありきということではないかなというふうに思っております。

今の岩田委員のご指摘についても、我々としてはそういう中で、街路樹の機能更新は、これは必要だろうというふうに考えているところでございます。ただ、そういった中で、何か例えばシンボリックに残すとか、そういう考えについても、検討の余地が全くないわけではなかったんですけども、まさに先ほど春山委員がおっしゃられたとおり、4月に、一昨年ですか。4月に――4月以降ですか。すみません、ちょっと。すみません、ちょっと今、時期は後ほど、補足的に確認しましたけれども、そもそも、総括でも答弁しましたけれども、議決、例えば、多分、予算から含めて遡った様々なプロセス自体が違法で、議決が無効だというような主張をされる立場の方々も、ちょっとなかなかご指摘のような、例えばどこかシンボリックに残そうよとか、そんな対応はできないのかなというようなところが率直な認識でございます。

○岩田委員 うーん。あと、普通に僕も冷静になって考えて、例えば工事と関係のないようなところをやりたいというときに、何かそれはもうできなかったというお話なんですけれども、恐らくそのイチョウ、恐らくですよ、イチョウを守っている方々からすれば、ちょっと何かだまし討ちのような感じで、いきなりこの説明もしないで切られちゃったりしたら、ちょっと信用できないよというふうになっちゃうと思うんですよね、そういう心情として。なので、やっぱりそこはやっぱり対話が必要だったんじゃないかなと思うんですけども。何ですかね、もうこれは対話できないよと打ち切るんじゃないかと、やっぱりより一層そういう対話をするべきだと私は思うんですが、そこはどうでしょうね。

○須貝基盤整備計画担当課長 現地のほうで、うちの職員が一生懸命説明は随分したと思います。岩田委員もいらしゃったので、はっきり分かると思います。

○岩田委員 えっ、終わり。その説明が足りなかったんで、皆さん、納得できないと言っ

ているんですよ、やはり。だからそこはちゃんと理解を求めるように、丁寧にすべきだ
と思うんです。言われたからいきなり、じゃあ今やりますというんじゃなくて、ちゃんと
区から、言われたからやるのではなく、区から率先して、皆さん、こういうのやりますよ、
皆さんの意見をお聞きしますよ、という態度が必要なんじゃないかなというふうに私は思
うんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 その辺の態度は示したつもりですけども、理解できなかつ
たからといって妨害行為をするというのはいかがなものかと存じます。

○小枝委員 関連して……

○嶋崎委員長 小枝委員さ。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 いやいや、聞いてください。陳情書に基づいてやっていただかないと、今
までの時系列に関しては、それはご意見もあるだろうけれども、積み上げてここまで来て
いますし、根幹から言わせていただくと、以前の企画総務委員会の中で議案が提案されて、
ご意見は分かれたかもしれないけれども、そこで民主主義の手続きは取っているというところ
の認識を、まず、もう私もこれは何回もお話をしていますけれども、その上に立って、
それで、今回の新たな陳情についてはこうですねという形でやっていただくと同時に、前
回、前の企画総務委員会でも、全員からご意見を拝聴して、丁寧に、一つに委員会として
の考え方をまとめて、この陳情者の皆さんにもお返しをしているというところからの再度
のまた陳情なんで、そこら辺も踏まえた形でご発言を頂きたい。

小枝委員。

○小枝委員 まさに陳情の審査なんですけれども、抜け落ちているんですよ。令和4年7
月の段階で、行政側が出しますといった資料を出すことができなかつたんですよ。こうい
うふうに説明しますと、どういう線形を描いたらいいか、どういうふうな構造になってい
て、だからこれは木に触る、触らないの説明をいたしますから、少々お待ちください、ぷ
つんとなったんですよ。その状況が抜け落ちているということは、もうこれは質疑じゃ
なくて指摘しておきます。そう。

で、今回の陳情はどういうふうな中身かということ、これを見ると、××の方々、それか
ら×××の方、それから×××の方、××の方、そうした方々が……

○嶋崎委員長 すみません。休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時09分再開

○嶋崎委員長 再開します。

小枝委員。

○小枝委員 発言の訂正をさせていただきます。陳情者の要望で、住所地についてもマス
キングしてくださいということで、私どもだけの情報ということですので、今のところは、
ご当地以外の全区的な状況から、方々からの陳情が出ているということで、切り替えさせ
ていただきます。書記さん、お願いいたします。

で、どういうことを言われているかということ、この方々はもう心配をしているわけです。
何を心配しているかということ、まず一つは、神田警察通りのこのⅡ期工事のイチョウの伐
採そのものをまず心配している。それから街路樹に感謝をしていると。この4月には、こ

うした小競り合いもあったということも心配している。それから、熱帯夜に高齢女性の木守りで胸を痛めているとか、それから、このままではさらに不幸な事態が発生しかねないと心配している。沿道に住む住民を邪魔者に、何とかなのか、そうした住民と区が争うことはあってはならないということで心配している。だから、行政と住民のトラブルや予期せぬ事態に対応するために設計変更ガイドラインがあるんだから、そこは対応してくださいよというふうな陳情になっていました。

前回審査したときに、部長のほうから、区を、まあ前々回は、もう要は、妨害している人から言われたら、そんな理不尽なことには応えられないというおっしゃり方をした。前回は、ここの方はそうじゃないですねと言ったら、区を訴えている原告以外の方々が人数的に見ても陳情などに賛同されていることは承知しています。そういう状況にあるんだろうなと。まるでその関係者のような言い方をして、そういうことを、この区民が、この方々が見たらどう思いますか。この方々がどういう方かということも分からないのに、当事者の周辺の方でしょう、みたいな言い方をしたんですよ。だからそれはもう聞けないと。純粋な思いで言っているんじゃないと。

でも、この人たちは、もしかしたら地元のお稲荷さんを掃除している奥様かもしれない。もしかしたら桜の花びらを掃除している奥様かもしれない。そういう方々が、この状況を何とか改善してくださいとお願いしていることに対して、やはりどの段階においても、本当に区が正しいことを正しくやろうと、そしてより誠実にやろうとするならば、やっぱり誠実に答えていく義務があるわけです。我々議員にもあるわけです。それは推進でも反対でもみんなにあるわけです。だからこそ、そういう暴言——これも暴言ですよ、この人たちは、もう色目で見えるわけです。どうせお上に刃向かう人たちだ、みたいな言い方をしたんですよ。これはちょっと問題がありませんか。

○印出井環境まちづくり部長 そのときには、この人たちはいわゆる前の陳情を出した人たちではないですよという、それ以外の方々だという属性についてご質問をされたので、そういう発言になったんだというふうに思っています。そういった陳情者の属性を除いて見ますと、まさに、前回、陳情審査を終了した案件と同じでございます、我々としては設計変更をするつもりはございませんし、その必要も認識していないというところでございます。

○小枝委員 区が、雇主は住民なわけです。税金を払っているのは住民なわけです。その住民の方々が、結果は、結論は話し合った結果で私はいいと思っています。どういう結果であっても、それはみんなで話し合って決めたことならもういいと思います。だけれども、住民を排除して、地域住民を排除した中で物事を強行していくというやり方については、やはり改めていかないと、これは今回の決算でも明らかになりましたように、設計料を用途変更して、議会にも聞かずに、行政レベルで勝手に警備員、1晩8万円の警備員をたくさん雇って、屈強な方々を、そして住民側に圧力をかけていく。そしてそれも、何ですか、客引きの、保安業務のよりも高い、倍以上のお金を払っているというのは、客引きの人たちは法律を守るけど、この住民は法律を守らないとおっしゃったんですよ。そういう暴言を、住民に対して、納税者に対して言っているのかということなんですよ。

お互い感情的になっているのかもしれませんが、ここは何とか、何とか反省すべきところを反省して、大方の意見と言うけど、全然アンケートだって、不在地主には郵送で送

って、多分4,000通の多くはほとんど不在地主の郵送ですよ。周辺はポストイングしたけど、入ったか入っていないか分からない。そういう、住民をまるで避けるかのような、そしてⅣ、Ⅴ期の人たちの声をⅡ期にぶつけていくというやり方は、やはりフェアではない。公平公正にやられていることなら住民はもう受け止めます。どう考えても住民を排除し、住民を軽んじて、ここは事業者の意見を聞けばいいんだと。住民はうるさいので聞きたくないと。そういうことを貫いてきた。保存の選択の余地があるのにさせない。そういうやり方をしてきた。

ここはやっぱり反省の余地があって、歩み寄りをすべき義務が行政の側にもあるんじゃないですか。一つもないですか。1ミリも、0.1ミリもないですか。

○嶋崎委員長 ちょっと今の小枝委員の発言なんだけど、事業者の思いではないよね。これを推進している方もいるわけだよ。住民全部が全て反対の方ではないよね。一方で推進をしてほしいんだという方もいらっしゃる。それで、慎重にしてほしいという方もいらっしゃる。

○小枝委員 Ⅱ期工事で何人いますか。

○嶋崎委員長 いや、ちょっと聞いてくださいよ、僕は整理しているんだから。

それで、そういう立場に立っていろいろと仕事をされている。事業者の思いでもない。地域の思いがそれぞれある。そういう認識の上に立った話にさせていただかないと、事業者の思いでもなければ……

○小枝委員 今はアンケートのことを言ったんですよ。

○嶋崎委員長 言っているんですよ。だから、でも、総括的にそういう話をされているから、私は今整理して……

○小枝委員 不在地主の話をしている。

○嶋崎委員長 別に、どっちがどうだという話をしていませんよ。住民の中にも、何回も言うけれども、止めてくださいと言っている方もいる。だけど、とにかく進めてくれよという方もいるのは、これは事実ですよ。そういう中で、役所とすれば、何を判断するかといったら、住民代表である区議会が、どういう今まで結果経緯の中で、この議論をしてきたのか。同時に、そういう賛否があったけれども、先ほども申し上げたけれども、提案をされた議案に対して我々は、意見は分かれたかもしれないけども、民主主義の手続で、そして賛成多数で、そこが通っているという上に立っての話なんです。決してそれを無理やり推進派の方たちだけの話を進めてきたわけではない。きちっと手順手続は進めながらやった。そののところが踏まえてくださいよ。いいですか。そこは約束していただかないと、慎重派ばかりではないという、そういうことです。

小枝委員。

○小枝委員 今回のアンケートの話から申し上げたかったのは、Ⅱ期からⅤ期までも、かなり広いところを、全体を、ここにいらっしゃる地主さんたちには郵送したと。よく当時から岩田さんが言っていましたけれども、全住民にお手紙を送ればいいじゃないですかと。それはできるじゃないですかと。いや、できません、できませんという中で、登記簿謄本を拾って、全地権者には送っている。住民にできないわけがないんですね。

それと、Ⅱ期工事のところのエリアだけ取ってみると、もちろん委員長がおっしゃるとおり切望している人もよく分かります。それもそれで思い、大事なことだと思います。そ

うでない方もいます。でも、どっちもちゃんと参画いただいた中で決めてきたなら、これは納得のしようが私はやっぱりあったと思うんですよ。それに調整のしようもあったと思うんですよ。事後になるからこういうことになっちゃう。こういうことは本当に行政の仕事の仕方としては、雑というか、やってはならないやり方だったなど。

そこが物すごく、副委員長もおっしゃるとおり、公共貢献性の問題は大事なんですよ。まちづくりの問題は大事。それから地域コミュニティの問題も大事。そして、こういう緑の問題も、景観の問題も大事。そういうことを全体的に信頼感を持って丁寧にやっていくということが、今のアンケートの取り方一つとっても粗雑だったなど。そして、現に地域のⅡ期工事における住民は置き去られてしまった。協議会の中には、ほとんど残念ながらいらっしやらないですからね。そうなってしまうということについて、いささか心苦しいというところは本当にないですか。

○桜井委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 このⅡ期工事について、先ほど委員長のほうでも発言はされましたように、私も同様に思って発言をしたかたんですけど、公平公正でないというような発言も小枝委員からはありました。その結果が、賛成なのか反対なのか、いろいろと意見はあって当たり前だし、あっていいんだと思うんです。ただ、執行機関が、それに至るまでの話合いの場を公正に公平に持って今までやってきているのかどうかということについては、私はきちっとやっている。私は思っています。それについて、いや、そうじゃないという意見も先ほどはありましたけども、私はそう思っていますし、この随分期間がたっていますけども、地域住民の方、協議会の方を中心に、地域住民の方も含めいろいろと議論をし、そして、このⅡ期工事のこの沿道をどういうふうに整備していくのかということについては、いろんな議論はあるだろうけど、賛成も反対もあるかもしれないけど、きちっとやってきたというふうに私は思うんです。

これは陳情審査なので、扱いは後にしても、一時中断して、沿道住民の方々や区民の対話、対話をすると。してほしいと。それとイチョウを残しながら道路の整備をしてほしいという陳情の内容になっておりますけども、この件についても、今まで何度か何度か執行機関は答弁もしていると私は理解をいたしています。

そういう面でも、いろんな賛成、反対はあるにしても、そういう議論をきちっとできているということは、やはりしっかりと確認を。私はそう思っていますけども、執行機関からも、こういう形でやってきたというところをきちっと述べていただきたい。お願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの住民からの意見ということで、協議会でも述べましたとおり、ずっと20回にわたって議論してきたと。それだけでなく、陳情も受けましたので、その意見の聞き方ということもございましたので、アンケート調査を実施いたしました。先ほど小枝委員のおっしゃった、地権者で実際にいない方が多かったんじゃないかということがございましたけども、4,700通、直接ポスティングをしたのと、その中に郵送が325通ありました。それを含めて4,700通、神田警察通り沿道の幅約200メートルの延長1.4キロにわたって送付したものでございます。

それから、そのアンケート調査と、あと小枝委員のおっしゃった、樹木を保存した場合

としない場合、それも、委員会からのご指摘を受けて、その両方の形を見せて、学識経験者のご意見もお聞きしました。それをまた協議会でも議論いたしまして、それについても区議会に、委員会のほうにも報告したところでございます。それ以降、工事が議決されて、工事着手というところになりましてから、地元の町会からの、有志の方から説明会のご要望を受けて、2回説明をいたしました。それ以降、着手をしたんですけども、工事の妨害を受け――あ、その間ですね、それ以外で協議会を2回行いました。それから、その地元の方々の胸襟を開いた、神田っ子同士の話し合いと、そういうものも行ってまいりました。

以上のように、桜井委員のおっしゃるとおり、地元の、地元のというか、地域の方のご意見というのはしっかり聞いてきたものと認識してございます。

○嶋崎委員長（発言する者あり）ちょっと待ってください。さっきの小枝委員の、残っているから、そこの答弁。あったよね。それで関連、どんなのだったっけ、たしか。

○林委員 まあ、ほぼ同趣旨だから。

○嶋崎委員長 趣旨だからいいか。それでよければいいんだよ。

○林委員 休憩したほうが、もう休憩したほうが……

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時56分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ほかに何かございますれば、お願いします。ないとなれば、この扱いをどうしますかという話になりますけど、扱いについて、いかがでしょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 継続。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件につきましては、継続ということで、本日のところは終了させていただきたいと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、以上で日程1の陳情審査を終了します。

続けちゃっていいですか。

○桜井委員 トイレ休憩……

○嶋崎委員長 じゃあ、トイレ休憩を入れましょう。トイレ休憩を入れます。暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後3時03分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程2に、報告事項に入ります。（1）公園・児童遊園等整備方針の改定について、理事者からの説明をと思っております。

○神原道路公園課長 それでは、公園・児童遊園等整備方針の改定の進捗状況について、報告させ……

○嶋崎委員長 ごめん。ごめんなさい。欠席届が出ていました。3時から柳清掃所長、出張公務のため欠席でございます。失礼しました。

どうぞ、続けてください。

○神原道路公園課長 それでは、環境まちづくり部資料1をご覧ください。

1の改定に向けた検討会の進捗でございます。本年7月27日に第1回検討会を開催させていただいております。

2の検討会の体制ですが、資料記載の都市計画や都市デザインなどに造詣の深い学識経験者の方や、子どもの遊び場に関する運営事業者の方、所管部長となっております。

3の第1回検討会の概要でございます。整備方針策定後、約15年が経過しており、千代田区の人口が大きく変化している点や、区立公園等の現状、また昨年実施したアンケート調査の概略などを事務局から報告させていただいております。こちらにつきましては、委員会のほうでもご報告させていただいているので、詳細は割愛させていただきます。

資料の裏面をご覧ください。4の検討会の議事概要です。当日のご意見を三つの論点で整理させていただいております。

一つ目は公園利用の多様性と潜在的ニーズについてです。子どもや高齢者がより良い利用ができるよう、特徴付けを行うことが重要といったご意見や、公園ごとに役割を持たせること、時間帯別に使い分けて差別化を図るなどの意見を頂戴しております。

二つ目は運営・維持管理についてです。空間の多様性、機能への対応性、運営管理、利用主体などの整理が必要といったご意見や、利用目的や年齢の異なる利用者が共有しながら一つの空間を利用するためのソフト面における検討、マネジメントの主体や仕組みを地域にどう共有するかについても検討が必要といったご指摘を頂戴いたしました。

三つ目は地域との情報共有と公園でのコミュニティ形成です。制限ばかりではなく、できることマップなど、プラスの情報を発信していくべきといったご意見や、排他的なアクティビティと、共存できるアクティビティの整理、また特定のアクティビティが強い排他性を持つ場合であっても、例えばコミュニティが自律的に活動することや、時間の制約を行うこと、他の世代に教える姿勢を持つことで、利用者間での調和や共存が生まれる可能性があるといったご指摘を頂戴いたしました。

第1回の検討会で頂いたご意見などを踏まえ、今月末に予定しております第2回検討会において、さらに議論を深めてまいりたいと考えております。

5のスケジュールにつきましては、前回の報告からの変更点はございません。

今後検討会での議論や改定に向けた進捗状況について、当委員会にてご報告させていただきたいと存じます。

私からの報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。報告を頂きました。質疑を受けます。

○林委員 上から行くと、2番目の検討体制のところなんですけれども、一つ、環境まちづくり部長が入られているのはいいんですけど、区の子ども部長ですとか、あるいは高齢者福祉部長というのかな、高齢者も使うんだったら。こういうのがどうして千代田区は入れないのか。別に、渋谷区と同じことをやれと言っているわけじゃないんですよ。渋谷区はしっかりとやっていたわけですよ、庁内会議と現地調査というのを。千代田はどうしてできないんですかね。

○神原道路公園課長 今回は環境まちづくり部を主体に、学識経験者という構成になってございますが、こういった情報共有につきまして、庁内の会議のほうで情報共有、議論と

というのはしていきたいというふうに考えてございます。

○林委員 要は、方針をつくる時というのは極めて大事で、一緒になっちゃうんですね。床面積はこれだけだからこれを入れようと、同じような感じと一緒に、こういう公園を造らなければいけない地方公共団体として、というものがまず先に出てこない、いいものは出てこないと思うんですよ。何人来るかも分からない、どんな年齢の子が遊んでいるかも分からないようなメンバー構成で方針を立てるとするのは、極めて危険なものだと思うんですよ。

現場感覚があれば、例えば東郷公園にすると、いや、まだまだ狭いんじゃないかと。これはもっと周りがもし売出しに出たら、駐輪場になっているところとかパーキングのところを買ったほうがいいんじゃないかと、拡張性を考えるとかということ、この方たちだけで方針ってつくれるものなんですかね。

○神原道路公園課長 冒頭、説明の中でも申し上げたとおり、子どもの遊び場事業を運営しているような方も入っていただいている状況はございます。また、ここだけで完結することではございませんで、我々、段階段階においては庁内連携しながら、情報共有と併せてご意見というのを頂戴していきたいというふうには考えております。

○林委員 かみ合わないのが、私はキックオフのスタート段階から、子ども目線ですとか、土地の話になると政策経営部ですとか高齢者の視点とかがないと、厳しいんじゃないんですかねと。今ある公園をそのままやるというのも一つの考え方ですよ。ただ、昔、公共施設適正配置構想のときは、これもちょっとはいじくろうかというのが一文さらっと書いてあったりね、土地の交換みたいな形で。そういったものがないと、現状分析をして、学識経験者が、ここは子どもの遊び場にできるかもねみたいな形でやられても、いい方針にはならないんじゃないのかなと。

15年前は、整備方針をやったとき、当時、公園で喫煙をしていた人がすごい問題だったんですよ。陳情がいっぱい出てきた。もうたばこで、たばこを公園でやめてくださいと。で、調査のほうをちゃんとやってつくってくださいねと言ったら、やっと公園がたばこを吸えなくて、高齢者も子どもたちもできるようになったと、主目的があったんですよ。今回の主目的というのは、では、何を指すものなんですかね。

○神原道路公園課長 前回策定したときにつきましては、公園の機能強化ですか、子どもの遊び場強化といったような整備の主体と併せて、地域との連携による維持管理みたいなものが主体となってございました。

今般、子育て世代が増えてきたという区内の中で、もっと多様な使い方ができる公園、規制緩和に向けた検討というのが一つ大きな柱になっているのかなと思ってございます。また、新たな、今できていないようなアクティビティについても、今後利用できるようなことが中心になってまいるのかなというふうに考えてございます。

○林委員 比較したら申し訳ないのかもしれないけど、渋谷区は地域ごとにエリア設定をしましたよね。介護の世界だと生活圏域で神田と麹町ですし、子ども部だったら学校の通学区というのが生活圏域に分かれていくと。そういったメッシュの作業というのをやらないで、方針というのはつくるものなんですかね。要は、学区内にある公園の現状分析、課題を出して、それを解決するためにどうするんだというのを出さないんですかね。

○神原道路公園課長 昨年行いましたアンケート調査や現地でのヒアリング調査につつま

しては、区内全域にやってございますので、今それを地域別に意見を取りまとめているところでございます。また、併せましてこの検討体制のほかに、ワークショップ的なものも検討してまいりたいと思っております。併せまして庁内の連携につきましても柔軟な対応というのも考えていきたいと思っております。

○林委員 ここでわーっとやってもしょうがないんで、もう情報を共有して、一緒にやっていったほうがいいと思うんですよ。で、ぜひそのアンケートって、子どものアンケート、保護者のアンケートをやったんで、これを学区ごとの下、分類別の情報共有をこの委員会でしてもらいたいんですよ。それがまず話合いの第一歩だと思うんですよ、この協議会の。

どうなんだろう。どこまでできる、やろうとされているのか。やっぱりこれ、一課長とか部だけだと無理だと思うんですよ。渋谷区みたいに区長が音頭を取ってとか、全般的に、誰でもいいですけど、要は総合調整できるマネジメントの権限のある人がやらない限り、都市のデザインで、道路の話もあったけど、やっぱり、区って、もう面積が決まっているわけで、公園面積も決まっているわけだ。これで人口が増えていくベクトルがあって、公開空地何でも任すとか、民間にお願いしますじゃなくて、地方公共団体として、最低限7万人の人たちを快適で健康的で文化的な生活をさせるには、広場はこの面積が必要なんですとかというのを出した上で逆算をかけたりにしていくには、スケジュール的にも大変だし、もっといいコンサル、どんなコンサルが入っているのかも併せて答えてもらいたいんですけど、何を調査報告書として最終的にやって、どうやっていくのかというのを、今日のところは時間もそんなに、この資料なんですけども、もうちょっと分厚いものを、調査結果を含めて出していただいた上で、出発点のキックオフにできればなと思うんですけども。

○神原道路公園課長 こちらの委託先については、国際航業といったところに委託しているところでございます。

今まさに林委員がおっしゃっていたような詳細な資料につきましては、第2回検討会に向けて今準備を進めているところでございます。その際は、資料につきましては、当委員会の委員の皆様にも共有させていただきたいと思っておりますので、ちょっと時間がかかって大変恐縮ではございますが、よろしく願いいたします。

○林委員 で、2ページ目の4の1回目、まあ、1回目だから包括的にやられたんでしょうけれども、要は丸の1番の公園の多様性と潜在ニーズ、ここだけにフォーカスを当てた、年度内にしたほうがいいんじゃないのかなと思うんですよ。その後の運営・維持管理の課題とか地域の情報共有というのは、要は、ベキ論を区のほうで出した上で、こんなのだったら地域の皆さん一緒に仕事をやってもらえますかという形になっていく。要はフェーズが大分、全部これ、ごちゃ混ぜになって、成果を出さなくちゃいけないと思われているかもしれないですが、ちょっとここはゆったり的に、今後10年、20年、30年先に向けた大きな方針。何人までの人たちを、さっきの繰り返しになりますけど、千代田区としては抱えられる地方公共団体なんだとやっていくには、ちょっとフェーズが、うん、どこまでをやろうとしているのか。コンサルに任せて調査報告書になりゃ、それはそれなりのものが出てくるかもしれないけど、実態と違った、ああ、どこでも頼めたねと、これ、名称を港区にしてもよかったね、中央区にしてもよかったねという公園の調査報告書というか、今回のこの検討の報告書だとしたら、もう残念極まりないんで、ゆっくり、ちょっと腰を

据えてやられたほうがいいんじゃないのかなと本会議で言い続けたんですけども、うん、渋谷区はやっていたんだから。うん。

○神原道路公園課長 こういった、今ご指摘いただいたところにつきましても、やはりこの検討していく今後の論点につきましても、やはり優先順位といったものがあるのかなというふうには感じております。具体的な整備に向けた方針あるいは中長期的な方針といったものはすみ分けが我々も必要かと思っております。

現在のところのスケジュールにつきましてはお示ししているとおりでございますが、我々としても、この期間の中で、でき得る限り精力的に進めていきたいというふうには考えてございます。

○嶋崎委員長 春山委員。

○春山副委員長 いつもながら林さんの関連で補足という形になるんですけども、林委員のご指摘とかぶるんですけども、やっぱりその地域特性という言葉で、皆さん、地域特性、地域特性とおっしゃるんですけど、やっぱり地域に入って、本当にその住んでいる人たちがどういうアクティビティをしていて、どういうアクティビティが足りていないのかに基づいて、その行動が生まれるようなものをやっぱりつくっていくというのがすごく大事だと思うので、これが、学識の人が言ったからこれが必要とかあれが必要と。例えば番町の森の築山で、この山で遊んでいる子たちが本当に多いのであれば、それは子どもたちの潜在的ニーズがあると思う。でも、それって、アンケートでは分からないところの、そのアクティビティのデザインから必要なものを考えていくという視点が一つ、すごく必要なのかなというふうに思います。

それと、元に戻るんですけど、その地域特性のところ、地域振興なり地域のエリアの人たちとどういう空間が必要なのかということをもうちょっと入って考えていかないと、これ、上からガイドラインができてしまって、また上から下りてきた。本当はこういうものが欲しかった。こういう行動がしたかった。こういう、地域に必要なものがなかったというところがないような、一見、周知の仕方というか、ワークショップの在り方みたいなものをちゃんと考えていただきたいなど。

○神原道路公園課長 今現在、その地域によって、どのような使われ方がされているのかですとか、どういったことがやりたいのかといった潜在的なニーズについては、やはり地域の方、利用されている方々にお聞きしないと分からない部分もございます。先般行わせていただいた花火についても、非常に多くの方がいらっしゃったということで、これだけの潜在ニーズがあるのかということは改めて感じたところでございます。我々もそういったものもしっかりと受け止められるような形で、地域のワークショップを開催するなど、方針の改定に向けては、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 桜井委員。

○桜井委員 まず、この報告を読んで、この4の第1回検討会の議事概要の丸三つがあって、矢印の3番目と4番目、「排他的なアクティビティと共存できるアクティビティを整理する必要がある」と。「特定のアクティビティが強い排他性を持つ場合でも、そのコミュニティが自律的に活動し、」云々と書いてあるんですけども、これは検討会の先生方が書いたもの、言われたことをそのまま書かれていらっしゃるんでしょうかね。もう少し分かりやすく書いてもらいたい。分かる方は分かるんだろうけど、分からない人は分から

ないよ。すとなと、こうね、分かるような書き方。説明はしなくても、分かるようにしてもらいたいと思うんですけど、いかがですか。（発言する者あり）

○神原道路公園課長 はい。すみません。私も、申し訳ないですが、資料を作っていて、分かりづらいなというのは思っていたところではあるんですけども。（発言する者あり）

このイメージといたしましては、例えばスケートボードなどは、どちらかというところ、そういうものの部類に入るのかなという議論がありました。その中で、やはり例えば少し年代が若い方が教えてあげる姿勢とか、あと見守りとかコミュニティがあったりとか、あと、時間を分けてやれば、共存ができるんじゃないかと。そういった意味で、ここは書かせていただいておりますので、次回から、もう少し表現が分かりやすいようにしたいと思います。（発言する者あり）

○桜井委員 はい。よろしく申し上げます。まあ、決して悪い話じゃないよね。どういふふうに共存できるかということを中心にみんなで話し合えばいいと思う。

公園というのは、誰のものですかね。

○神原道路公園課長 公園というものの利用者について定義がございませんので、住民、まあ、ただ一方で千代田区の場合は街区公園というものが非常に多くて、その周辺の住民の方が利用するというのが一つ、ターゲットになっているのかなというふうに思います。

○桜井委員 何でこんなことを聞いたかというところ、やはり、今、非常に千代田区の中での公園の用地というのは貴重ですよ。で、なかなか広いスペースも取れない。で、利用される方も、サラリーマンの方もいらっしゃる、ここにも書いてはいますが、ご高齢の方もいらっしゃる、いろんな方がいらっしゃる。お子さんも、利用されている方も、います。

麴町六丁目に仲良し公園ってあるんですけど、あそこに新幹線の、こう、一人乗りの遊具があるんですけど、ここに子どもたちが乗っかって、一生懸命遊んでいますよ。で、ええ、人気があるものなんだなと思って感心するんですけど、我々では分からないところで、そういうやはりニーズがあるということを知らされたんです。やはり地域の人たちにとって、この公園の使い方というのは、やはりそれぞれに思いがある。まあ、単に公園として、そこで座って休憩をする。息を抜く。または遊ぶ。または、防災的な機能というのでも求められるだろうし、私どものほうでは帰宅困難者の方たちが必ずそのところで何か受けるような場所として活用しなければいけないんじゃないかという意見も強くある場所もあります。そんなことで、この改定をするに当たっては、地域の方の意見、ニーズというものをしっかりと聞いていただいて、学識、学経の方のお話を聞くのも結構なんですけれども、まずは地域の声を聞いていただくということを大切にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 桜井委員ご指摘のとおりだと思います。今回、学識の先生も、まあ、ご懸念あるかと思うんですけども、どちらかというところ、地域での様々なプロジェクトに関わっていらっしゃる先生方にご参加いただいているということがございますので、そういった現場感覚も含めてご提言いただけるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、一方で、確かに様々なアイデアがあっても、具体的に地域に落とし込んだときに、地域のニーズと我々が考えていることにずれがあっては、公園整備として実装できません

し、これから我々が取り組んでいく、少し公園の特色を持たせようなんていうのは、まさに地域の理解がないと、例えばスケボーでここを活用できないかみたいなどころについても、地域の理解を醸成していくことが必要だと思っていますので、その辺りについては、今後の検討体制ですね、先ほど課長がワークショップという話をしていましたけども、学識の方々の議論だけではなくて、庁内の横断的な連携、それから地域に出ていく現場での検討も含めて、適切に進めていきたいというふうに思っています。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 林委員。

○林委員 1個。すみません。1個、忘れて。

一つが、小学校のアンケートで、これ、カテゴリー分けしてもらいたいの、3年生までと4年生以上で分けてもらいたいんですが、ずっと文教委員会で言っていたのは、基本的に4年生以上はみんな塾に行ったり、習い事をしちゃうんで、遊ぶ3年生以下と。だから、就学前、1年生～3年生、4年生以上というカテゴリーで、ちょっと分けてもらいたいというのが一つと。

もう一つが、そうそう、仲良し公園もそうなの、あれも都市計画道路ができる、なくなっちゃうんだよね、多分。（発言する者あり）なくなっちゃう、広場は。で、ずっと歩いていて、竹橋に行くときに、土木の何とか事務所、何か物を置いてあるところがあるじゃないですか、首都高の下みたいな形で。

○はやお委員 あるね。

○林委員 ああいうところに、僕はバスケのやつとかスケボーとかって、できるんじゃないのかなと期待はしているんですよ。要は、公園等のところなんで、ちょっと区有地の小さめのところでもいいんで、少し拡張性を求めて、あそこでどんなにどんちゃん騒ぎしても、住民の人はいないわけなんで、やりやすいかなと思ったりするんで、そういった遊休地のところもこの検討会で、まあ、委員会のほうとこの検討会のところにちょっとそれぞれ出してもらわないと、やっぱり、人がいっぱい住んでいて、マンションのところにスケボーはさすがに無理だろうと思うんで、その辺はどこまで、この「等」に入っているんですかね。低未利用地というか、使っているところなんだけど、区の区有地のところ。

○神原道路公園課長 まず先に、アンケートの整理については、学年別でアンケートのは取っていますので……

○林委員 うん。

○神原道路公園課長 そういった分け方、低学年、高学年というような分け方はできるかと思っていますので、そのように整理させていただきたいと存じます。

また、この範囲につきましては、公園、児童遊園、広場というだけに限ってございまして、本会議のほうでも部長のほうからご答弁させていただきましたが、道路の活用ですとか公開空地、あるいは、今、林委員からご指摘がありました低未利用というのも……

○林委員 使っているんだけど。使っているところなんですけど。狙っているというか。

○神原道路公園課長 はい。公有地につきましても、検討の素材のかに入るのかなというふうには考えております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○林委員 はい。

○嶋崎委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 検討会が始まったということで、ただ、ちょっとこの委員の中には、施設の方もいらっしゃるんですけども、インクルーシブということに関しては、これ、単に遊具の問題だけではなくて、整備段階から動線とか、いろんな意味で考えていただきたいことなので、インクルーシブをもう少ししっかりと検討できる体制とか、ちょっと提案をしていていただきたいと思うんですけども、そこは、高齢者とかは書いてあるんですけども、障害と書いていないから、やっていないわけじゃないとは思うんですけども、もう少し、この、時代も時代ですので、しっかりそれを前面に出していただきたいと思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○神原道路公園課長 今、岩佐委員のほうからもご指摘があったインクルーシブという点については、検討の論点の一つだというふうに考えてございます。この委員の中でも、そういったランドスケープですとかの、そういったデザイン関係の方もいらっしゃいますし、必要とあれば、そういった関連するようなところにも情報を頂くようなことも考えていきたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

○岩佐委員 はい。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、公園・児童遊園等整備方針の改定について、終了いたします。

次に、（２）日本橋川に整備予定の人道橋及び防災船着場について、理事者から説明を求めます。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項（２）番、日本橋川に整備予定の人道橋及び防災船着場についてをご報告いたします。資料２をご覧ください。

本件につきましては、日本橋川に整備予定の人道橋及び防災船着場につきまして、新たな名称を募集するものでございます。募集内容の説明に先立ち、施設の概要についてご説明いたします。

まず、左手下の地図のほうをご覧ください。人道橋につきましては、大手町一丁目と内神田一丁目の境を流れる日本橋川に架かる橋で、大手町側から言いますと、大手町仲通りを結び、神田方面につながる橋となっております。防災船着場につきましては、内神田一丁目地区の再開発区域内に整備する予定の施設となっております。

これら整備の経緯でございますけれども、日本橋川周辺のまちづくりにおける地域貢献として整備が行われているもので、令和7年末に竣工する予定となっております。

整備の目的ですが、人道橋については、大手町仲通りから人道橋により歩行者動線を延伸させ、神田エリアと大手町エリアをつなぐ連続した賑わい形成に取り組むものであり、防災船着場は、災害時の人員・物資の輸送ルートを補完する拠点の確保により、防災対応力を向上させるとともに、平常時は舟運への活用で水辺の賑わいを創出するものとしております。

資料右手、上段でございますが、施設の概要とイメージをお示ししております。ご覧いただければと思います。

資料中段以降、名称決定方法について記しておりますのでご説明いたします。

まず、施設の名称につきましては、公募により決定したいと考えております。

公募方法といたしまして、まず公募主体は、千代田区と内神田一丁目再開発事業施行者の共催とし、周知につきましては、広報千代田への登載、ホームページ、SNS、チラシ等により行います。

応募資格につきましては、千代田区内にお住まいの方に加え、在勤、在学の方も対象としたいと考えております。

応募内容として、施設の名称と、その名称とした理由について記載していただきたいと考えております。

また、応募先、応募方法、応募時期・期間につきましては、資料記載のとおりでございます。

次に、公募案の選定方法です。選定方法につきましては、千代田区と事業施行者が選定委員会を設置し、公募案の中より決定していきたいと考えております。

選定委員会につきましては、千代田区、事業施行者、それと、神田・大手町地域の方々、これを想定しております。地域の方々につきましては、町会等に人員の選定をお願いする予定としております。

決定した名称の公表時期は令和6年4月を予定しております。事務局は環境まちづくり部に設置いたします。

なお、この方法につきましては、平成29年に竜閑さくら橋の名称を公募した際に採用した手法に倣い、このような方法といたしました。

ご報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。報告を頂きました。ご質疑を受けます。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、また進捗が——どうぞ。岩佐委員。

○岩佐委員 選定の際に、地域の方も入れていただくということで、今、町会の方からお願いするというふうにご報告があったんですけども、先ほども意思決定過程で既存の団体だけで、今まで決めてきたものが、ちょっと時代も変わっているよねという指摘もあったと思うんですけども——委員会、休憩中でしたっけ。まあ、町会さんは、本当に地域のコミュニティの核として動いていただいて、本当に、町会を外すということは本当はないと思うんですけど、ただそこに全部お任せして、結果的に年齢層ですとか、男女とかが、結果として偏ってしまうことがないように、やっぱりいろんな世代とか、いろんな、あと、女性、男性を含めて、多くの意見を、やっぱり反映したお名前に、もちろん歴史とか文化とか、そういったことはもちろん踏まえつつも、やはりそういった、これから先の、新しい橋を造るんですから、そういった意見も入るような構成にしていきたいと思いますが、いかがですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 このまちの方につきましては、お一人でなく、複数の方を選んでいただく予定としております。で、その人選に当たりましては、今、岩佐委員ご指摘のことを町会の、窓口として町会の方からお願いするんですけども、そういったいろんな多様な意見を取り入れていくということを踏まえて、人選をお願いしますというこ

とで伝えて、そういったことが反映できるような形で、区としても働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○嶋崎委員長 いいですか。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、報告事項の（２）の質疑を終了いたします。

以上で報告事項を終了します。

日程3、その他に入ります。委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

執行機関、どうぞ。

○江原地域まちづくり課長 すみません。口頭にて1点、ご報告をさせていただきます。

現在、大手町エリアにおいて、DHCを導入しているビルのプラントの位置ですとか導管の位置が、都市計画大手町地区地域冷暖房施設として定められております。今般、この都市計画区域内で施行中の常盤橋市街地再開発事業、常盤橋トーチタワーのほうに着工したんですけれども、そこに設置するDHCプラントの位置及びそれに伴う導管の位置について、加えて定めるといような形の都市計画の変更をかけていきたいというふうに考えておまして、次回の都市計画審議会にその旨をご報告差し上げようというふうに考えております。

以上になります。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

ほか、ありますか、執行機関。

○前田景観・都市計画課長 都市計画審議会の開催につきまして、ご案内を申し上げます。

11月6日月曜日の午前10時から、委員会室におきまして、都市計画審議会を開催させていただきます。

案件といたしましては2件、二番町地区のまちづくりについて、大手町地区地域冷暖房施設の変更についての、報告案件2件を予定してございます。

以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路公園課より、街路樹の倒木について、口頭にて報告いたします。

昨日10月12日朝、都道靖国通りの九段坂公園沿いの街路樹、桜が倒木いたしました。幹回り120センチ程度のソメイヨシノが、歩道を塞ぐような形で九段坂公園側に倒れ込みました。幸いにも、人的、物的、ともに被害はありませんでした。

倒木した樹木は東京都が管理するもので、倒木の原因は、根腐れによるものとのことで

す。

樹木医による街路樹診断において、不健全であるC判定となっており、伐採予定であったと聞いてございます。

報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ほかにありますか。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。環境政策課からの報告事項なんですけれども、私のほうからご報告申し上げます。区長会に関する情報共有でございます。

2050年ゼロカーボンシティ特別区の実現に向けた特別区長会の共同宣言及び金融機関との協定ということについてご報告申し上げます。

来週の10月16日、区長会総会がありますけれども、その後にゼロカーボンシティ特別区並びに金融機関3行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行と、連携協定をするということについて情報共有をさせていただきたいと思います。

今後の取組の方向性としましては、23区が連携して、区有施設等の再エネの共同調達をしていこうというようなこと。それから、中小企業を支援するに当たって、やはり金融機関がカーボンニュートラルについて支援するということが多いということで、先ほど申し上げましたとおり、メガバンク3行との連携と。もちろん、これは各区における地元金融機関のサポートを妨げるものではなく、相乗効果を発揮していこうというところのものでございます。

それから、特別区の営繕課長会を中心とするZEBやZEHですね、ゼロエネルギービル、ゼロエネルギーハウス等の情報共有を図っていこうと。

それから、既に何区かで取り組んでございますけれども、森林整備についても、23区でスケールメリットを生かした取組を進めていこうという観点から共同宣言を実施し、それに基づく事業に取り組んでいこうというところのものでございます。

区長会の情報共有でございました。

○嶋崎委員長 はい。

ほかによろしいですか。（発言する者あり）はい。

それでは、次に日程4、閉会中の特定事件継続調査事項につきましては、当委員会が閉会中といえども開会できるように議長に申し入れたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時40分閉会